

羽島市高齢者計画

第9期羽島市高齢者福祉計画・介護保険事業計画

[令和6年度(2024年度)～令和8年度(2026年度)]

令和6年3月

羽 島 市

目 次

第1章	計画の策定にあたって.....	1
1	計画策定の趣旨と背景.....	1
2	計画の位置付け.....	3
3	計画の策定体制.....	6
第2章	羽島市の現状.....	7
1	羽島市の現状.....	7
2	介護保険の給付実績.....	14
3	介護保険サービスの利用実績.....	15
4	介護保険料.....	18
5	高齢者等実態調査.....	19
6	第8期計画の課題.....	29
第3章	地域包括ケアシステムの推進.....	34
1	「地域包括ケアシステム」とは.....	34
2	羽島市の日常生活圏域.....	35
3	羽島市における地域包括ケアシステム.....	37
4	地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組.....	38
第4章	計画の基本的な考え方.....	40
1	基本理念.....	40
2	基本方針.....	41
3	計画の体系.....	43
第5章	施策の展開.....	44
基本方針1	地域共生社会の実現に向けた地域づくり.....	44
基本方針2	生きがいづくりと介護予防・重度化予防の推進.....	48
基本方針3	介護保険サービスの充実・継続.....	51
基本方針4	高齢者の地域生活支援.....	56
基本方針5	安心して暮らせるまちづくり.....	59

第6章	介護保険サービスの見込み.....	63
1	介護保険事業の目標数値の推計手順.....	63
2	介護保険給付等にかかる費用の財源構成.....	64
3	サービス対象者数の推計.....	65
4	介護保険給付費等の推計.....	67
5	第1号被保険者の保険料.....	70
第7章	計画の推進.....	75
1	計画の円滑な推進に向けて.....	75
2	計画の進捗管理.....	76
3	介護給付の適正化（介護給付適正化計画）.....	77
資料編		79
1	計画の策定経過.....	79
2	羽島市高齢者等施策検討委員会委員名簿.....	81



計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨と背景

わが国の高齢者人口（65歳以上の人口）は近年一貫して増加を続けており、2020年（令和2年）の国勢調査では高齢化率は28.8%となっています。また、2025年（令和7年）にはいわゆる団塊世代が75歳以上の後期高齢者となり、人口全体の約18%を占めることが見込まれます。全国で見れば、65歳以上人口は2040年（令和22年）を超えるまで、75歳以上人口は2055年（令和37年）まで増加傾向が続きます。そして要介護認定率や介護給付費が急増する85歳以上人口は2035年（令和17年）まで75歳以上人口を上回る勢いで増加し、2060年（令和42年）頃まで増加傾向が続くことが見込まれます。

一方で、生産年齢人口は減少していくことが見込まれ、今後、急激に高齢化が進行する地域もあれば、高齢化がピークを越える地域もあるなど、人口構成の変化や介護ニーズ等の動向は地域ごとに異なります。こうした地域ごとの中長期的な人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて、地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な取組内容や目標を、優先順位を検討した上で、介護保険事業計画に定めることが重要です。

本市では、これまで8期にわたる計画を策定し、基本目標である「元気 わくわく みんなの笑顔 あふれるまち はしま」の実現に向け、高齢期を迎えても、元気で、生きがいをもっていつまでも住み慣れた地域で暮らしていけるよう地域包括ケアシステムの深化・推進、さらには地域共生社会の理念のもと「全世代共生の羽島」の実現を目指してきました。このたび計画期間が満了したことから、国の第9期計画の基本指針に基づき、令和6年度からの3年間を計画期間とする「羽島市高齢者計画 第9期羽島市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

■国における第9期介護保険事業の基本指針の改正ポイント

1. 介護サービス基盤の計画的な整備

① 地域の実情に応じたサービス基盤の整備

- ・中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していくことが必要
- ・医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要
- ・中長期的なサービス需要の見込みをサービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要

② 在宅サービスの充実

- ・在宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することが重要
- ・在宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及

2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

① 地域共生社会の実現

- ・地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する観点から、総合事業の充実を推進
- ・地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待
- ・認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要

② デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤を整備

③ 保険者機能の強化

- ・給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化

3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

- ・介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの取組を総合的に実施
- ・都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進

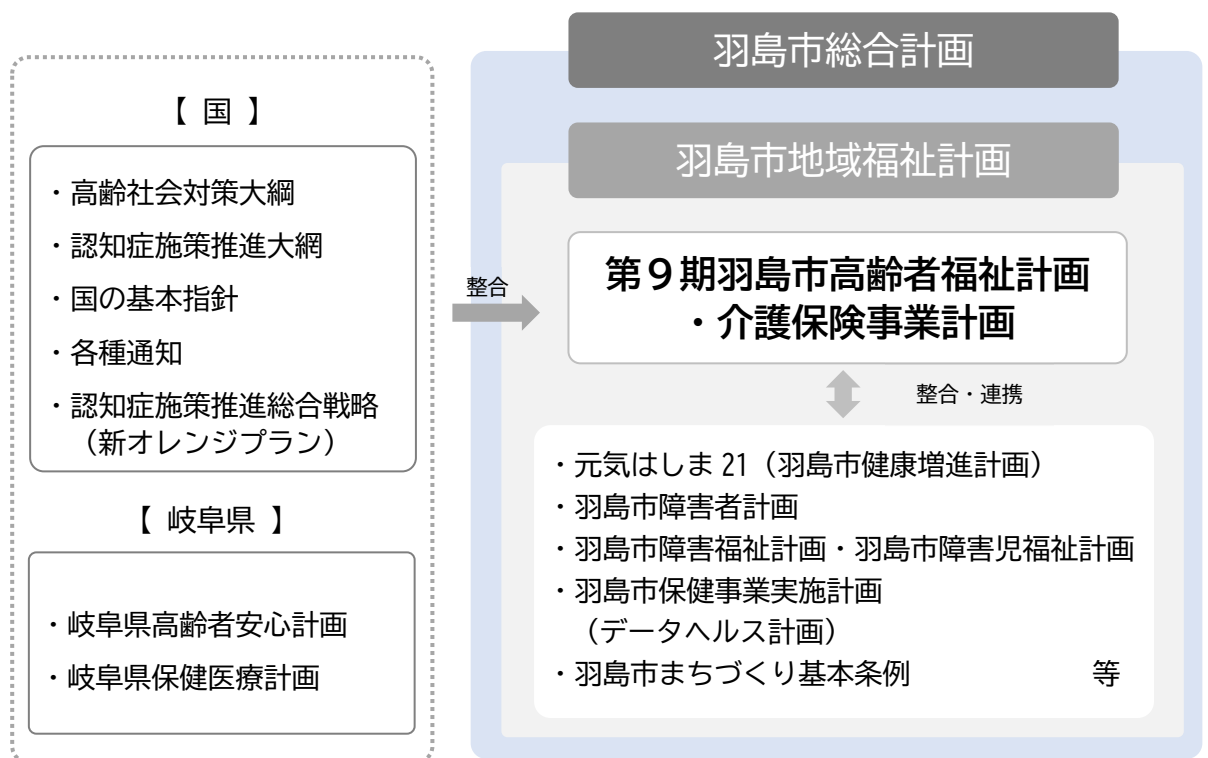
2 計画の位置付け

(1) 根拠法令等

本計画は、高齢者の福祉に関する施策を総合的に推進するために、老人福祉法第20条の8に基づく「高齢者福祉計画」と、介護保険法第117条に基づき、市が行う介護保険事業の円滑な実施に関する「介護保険事業計画」を一体的に策定するものです。

(2) 関連計画との関係

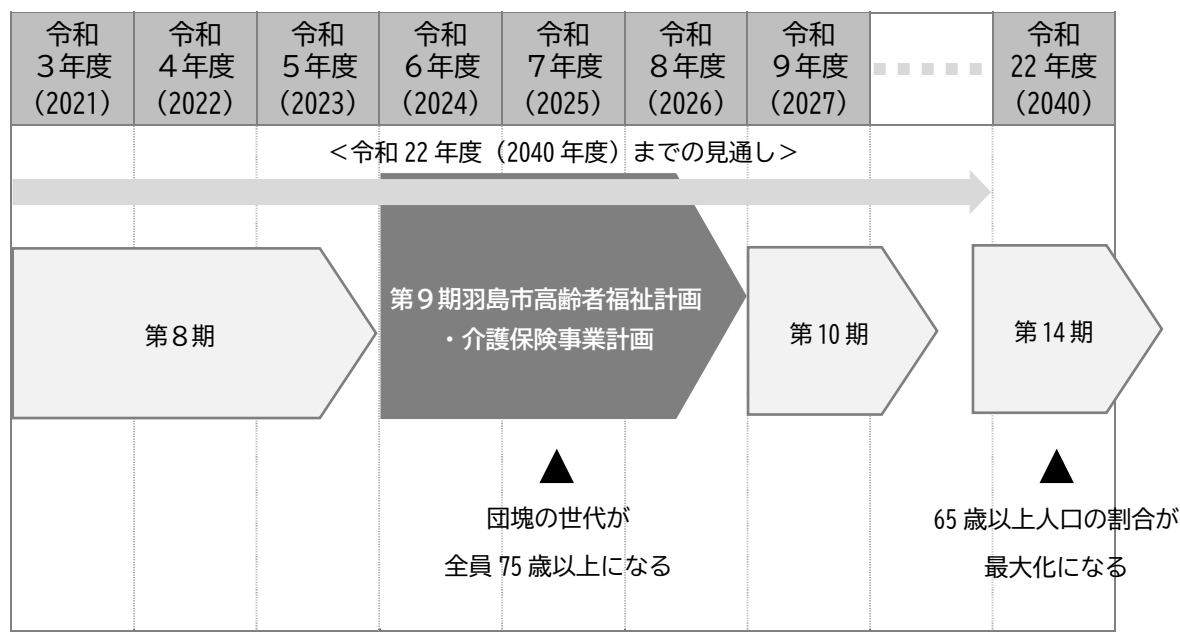
本計画は、本市の最上位計画である「羽島市総合計画」や「羽島市地域福祉計画」などの関連計画、各種条例との整合・連携を図るものです。



(3) 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの3年間です。

介護保険法の規定により、3年を1期として定められている介護保険事業計画に合わせて3年ごとに見直しを行い、現役世代が急減する令和22年（2040年）を見据えた中長期的な視点に立ち、高齢者福祉の推進を図ります。



(4) S D G s (持続可能な開発目標) の推進

持続可能な開発目標 (S D G s) とは、平成27年 (2015年) 9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030 アジェンダ」に記載された令和12年 (2030年) までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、17の目標が定められています。

本計画の推進にあっては、S D G s の趣旨を踏まえて取り組みます。



資料：国際連合広報センター

■本計画と関連が深いS D G s の目標



3 計画の策定体制

(1) 高齢者等施策検討委員会の開催

高齢者福祉事業・介護保険事業の運営には、幅広い関係者の協力を得て、地域の実情に応じたものとするのが求められるため、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、被保険者の代表等によって構成する「羽島市高齢者等施策検討委員会」を設置しています。

本計画の策定にあたり、「羽島市高齢者等施策検討委員会」において、計画内容の協議・検討を行いました。

(2) 高齢者等実態調査の実施

本計画の策定にあたって、高齢者やその介護者の実態や課題、意見や要望等を把握するために、一般高齢者を対象とした「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」及び在宅の要支援・要介護認定者を対象とした「在宅介護実態調査」、介護支援専門員（ケアマネジャー）を対象とした「介護支援専門員実態調査」を実施し、計画策定の基礎資料としました。

調査名	介護予防・日常生活圏域 ニーズ調査	在宅介護実態調査	介護支援専門員実態調査
対象者	65 歳以上の要支援・要介護認定を受けていない人、及び要支援認定者、事業対象者	要介護認定者及び主な介護者	居宅介護（介護予防）支援事業所の介護支援専門員
調査方法	郵送にて調査	郵送にて調査	配布又は郵送にて調査
送付数	1,700 人	1,967 人	83 人
有効回答数	1,070 人	994 人	80 人
有効回答率	62.9%	50.5%	96.4%

(3) パブリックコメントの実施

より多くの市民の意見を反映させるため、令和5年12月20日から令和6年1月19日まで、本計画に対する意見を募集しました。



羽島市の現状

1 羽島市の現状

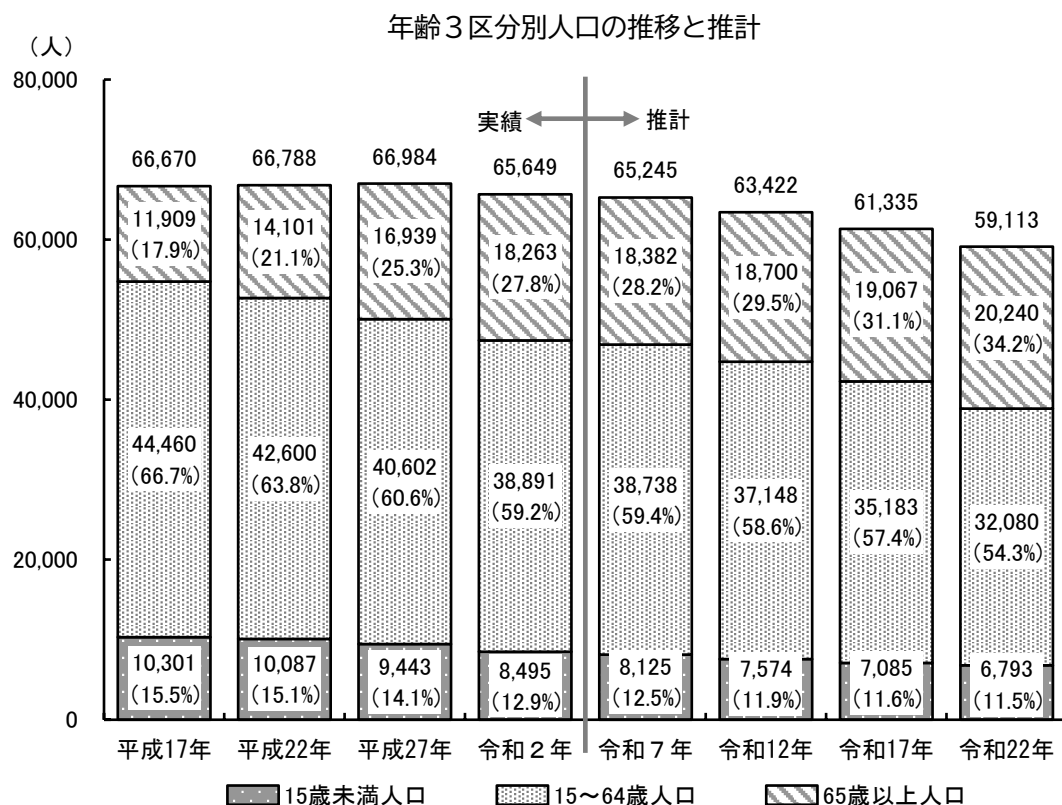
(1) 人口・世帯の状況

① 年齢3区分別人口の推移

本市の総人口は、直近の国勢調査の結果となる令和2年が65,649人で、平成27年まで増加傾向にあった人口が、減少傾向に転じています。

年齢3区分別でみると、令和2年で高齢者人口（65歳以上人口）は18,263人、高齢化率は27.8%と増加し続けています。

将来推計人口をみると、総人口は減少を続け、令和22年は59,113人になると見込まれますが、一方で、高齢者人口は20,240人と増加を続け、高齢化率は34.2%になると予測されています。

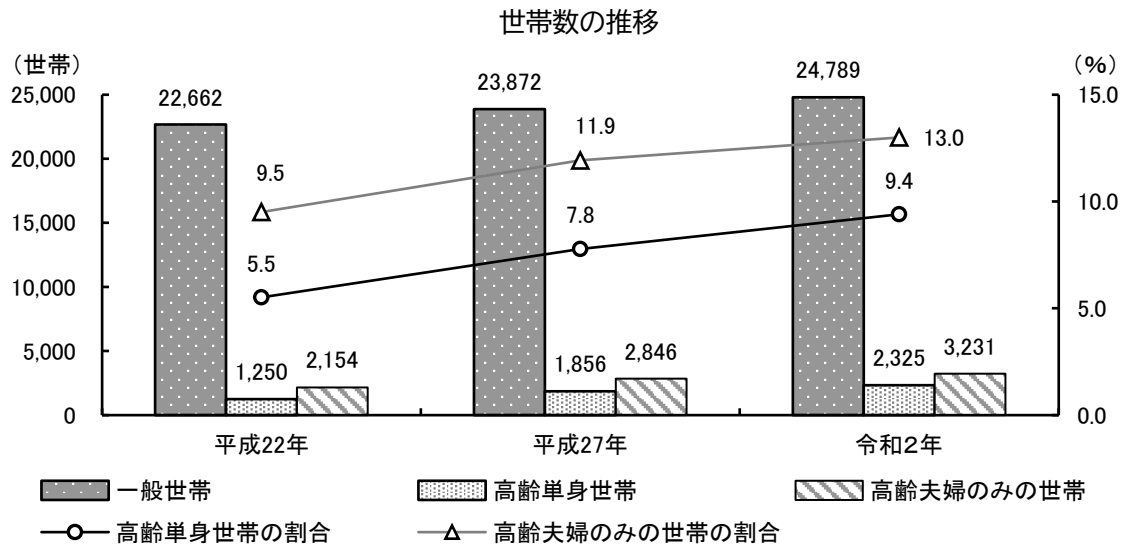


資料：実績は「国勢調査」、推計は国立社会保障・人口問題研究所
「将来の地域別男女5歳階級別人口」（平成30年3月公表）

※国勢調査に基づく人口及び人口推計であり、第6章の「将来人口及び被保険者数」とは差異が生じます。

② 世帯数の推移

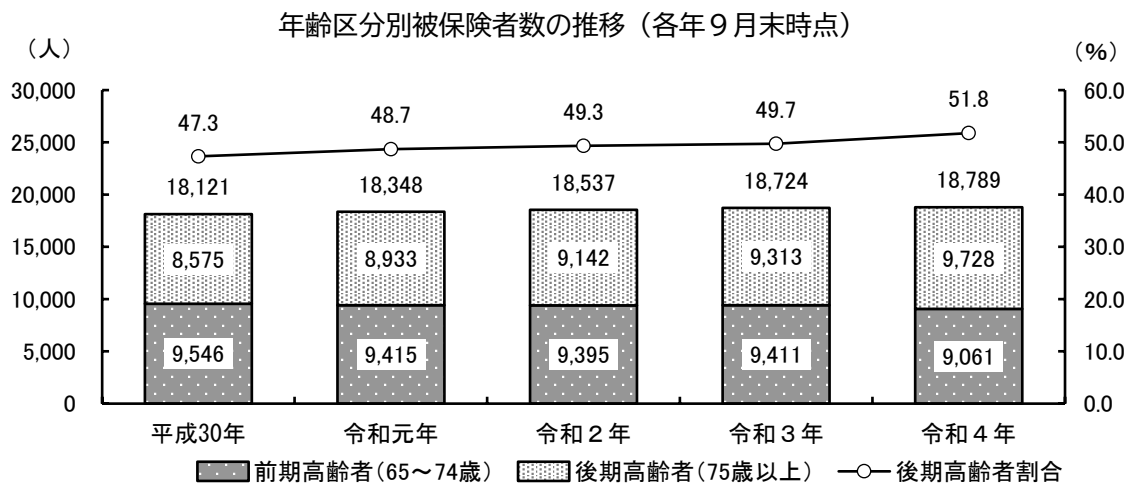
一般世帯は、令和2年は24,789世帯と、平成22年の22,662世帯に比べ2,127世帯増加しています。さらに、高齢者単身世帯と高齢夫婦のみの世帯の割合も年々増加しています。



(2) 第1号被保険者数と要介護・要支援認定者の推移

① 第1号被保険者数の推移

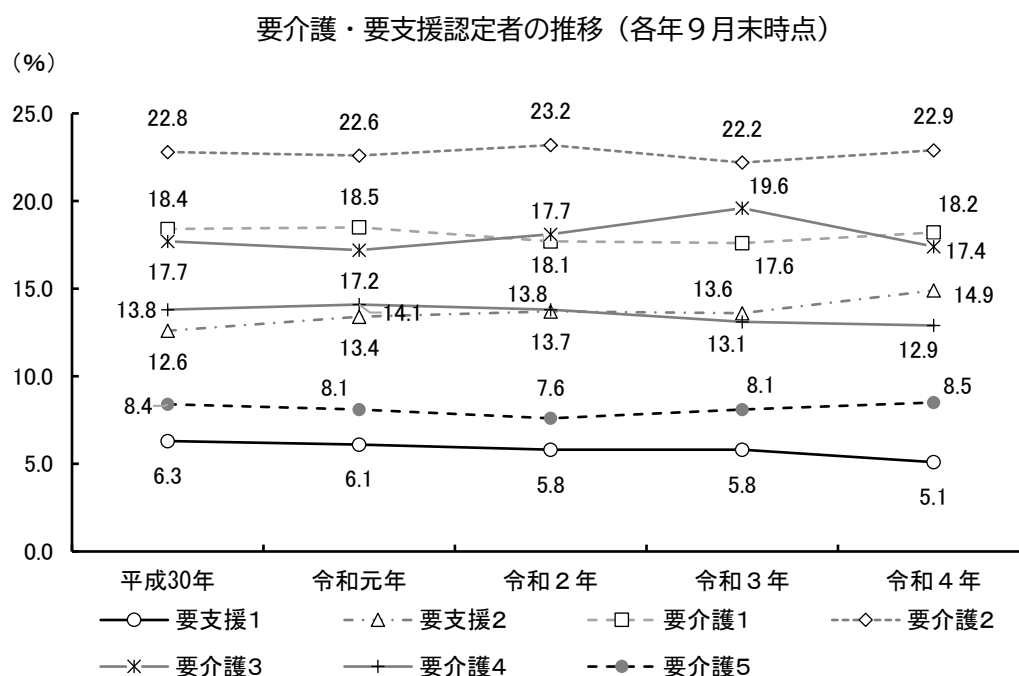
第1号被保険者※数は、平成30年の18,121人から令和4年の18,789人まで、4年間で668人増加しました。特に後期高齢者数は増加傾向にあり、第1号被保険者に占める割合は、令和4年では51.8%となっています。



※「第1号被保険者」：市内に住所を有する65歳以上の高齢者（住所地特例者も含む）

② 要介護・要支援認定者の推移

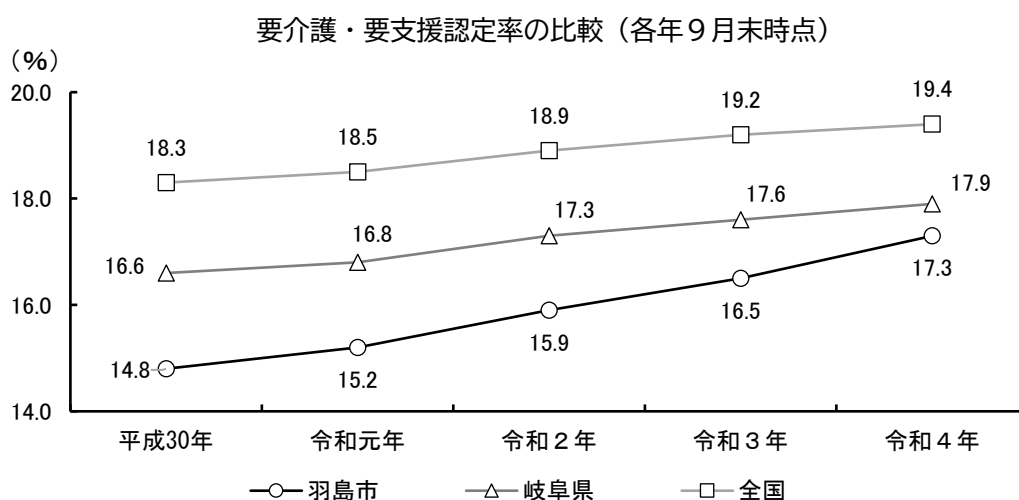
要介護・要支援認定者※の推移をみると、概ね横ばいで推移しています。要介護度別では、要介護2の占める割合が最も高く、約23%を占めています。



※「要介護・要支援認定者」：要介護（支援）状態にあり、介護認定審査会の審査及び判定を受け認定された人

③ 要介護・要支援認定率の比較

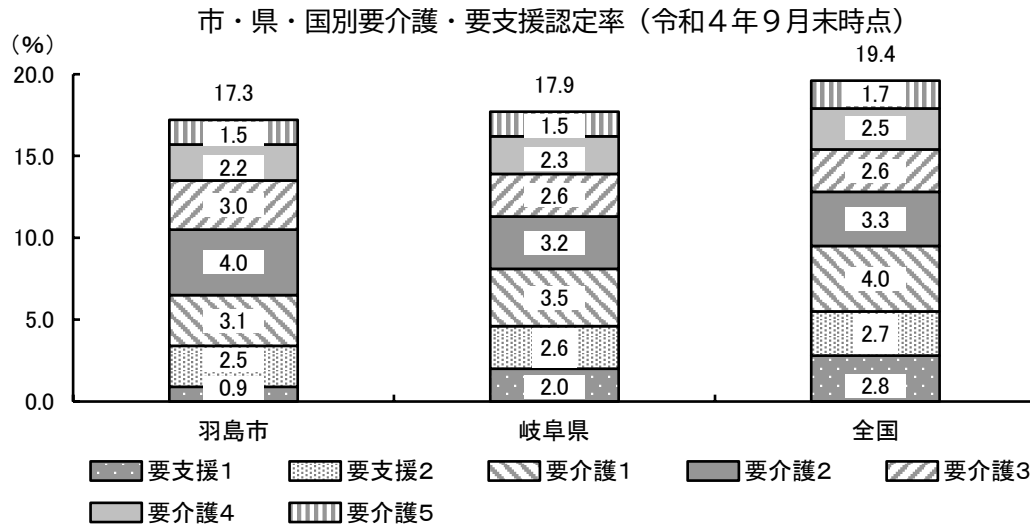
本市の要介護・要支援認定率※は増加傾向にあり、令和4年で17.3%となっています。なお、県・全国と比較すると低い値で推移しています。



※「要介護・要支援認定率」：被保険者に対する要介護・要支援認定者の割合

④ 市・県・国別要介護・要支援認定率

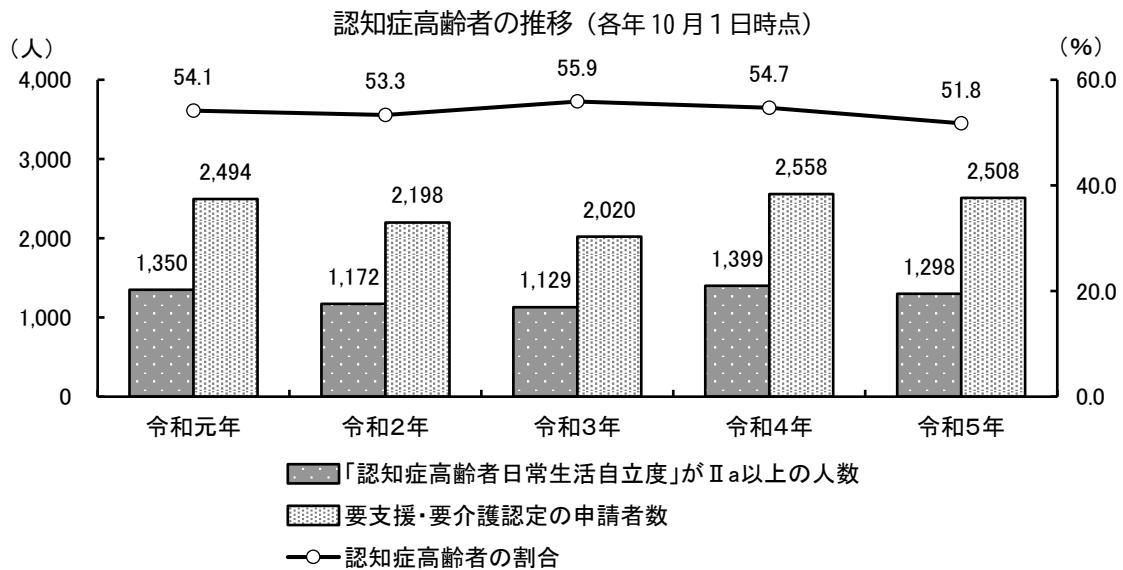
本市の要介護・要支援認定率を要介護度別にみると、要介護2と要介護3については県・全国よりも高くなっています。一方で、要支援1、要介護1は低くなっています。



※四捨五入の関係で、各認定率の合計と全体の認定率が異なる場合があります。

⑤ 認知症高齢者の推移

本市の要介護・要支援認定申請があった人の認知症高齢者の割合は、ほぼ横ばいで推移しており、令和5年で51.8%となっています。

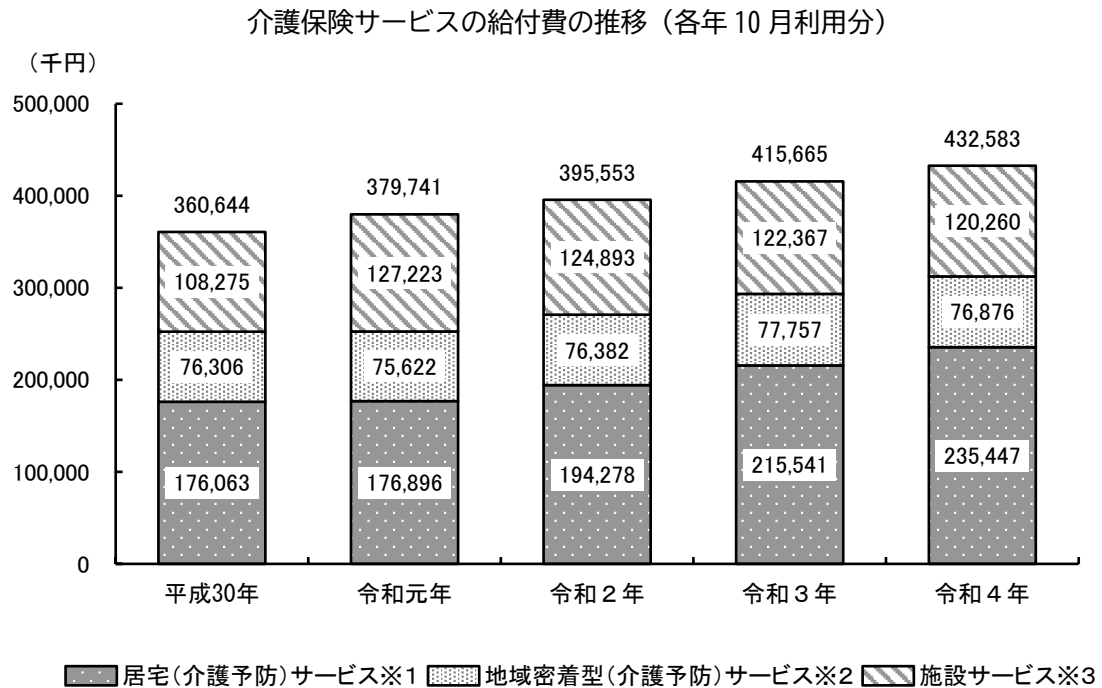


※認知症高齢者は、一定の期間内に要介護・要支援認定申請のあった人のうち、主治医意見書の「認知症高齢者日常生活自立度」がⅡa以上の人を対象。ただし、転入・職権による更新は除く。

(3) 給付費・給付費率の推移

① 給付費の推移

本市の介護保険サービスの給付費は増加を続けており、平成30年から令和4年までの4年間で71,939千円増加しています。サービス種類別でみると、居宅（介護予防）サービスの給付費が年々増加しています。

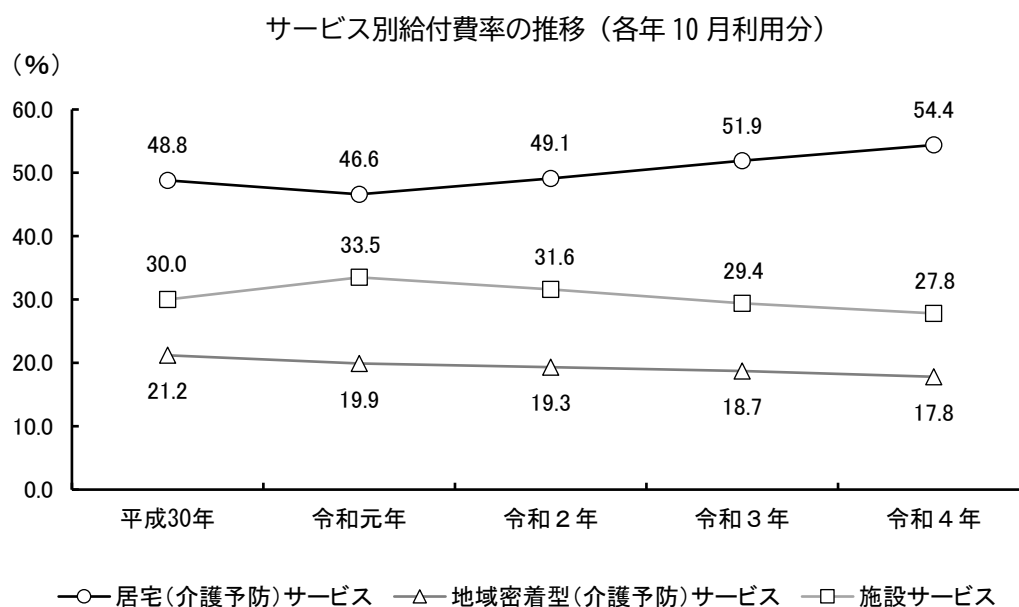


資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告 月報」

- ※1 「居宅（介護予防）サービス」：自宅に居ながら利用できる訪問介護、通所介護等のサービス
- ※2 「地域密着型（介護予防）サービス」：小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護等のサービス
- ※3 「施設サービス」：介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設に入所して利用するサービス

② サービス別給付費率の推移

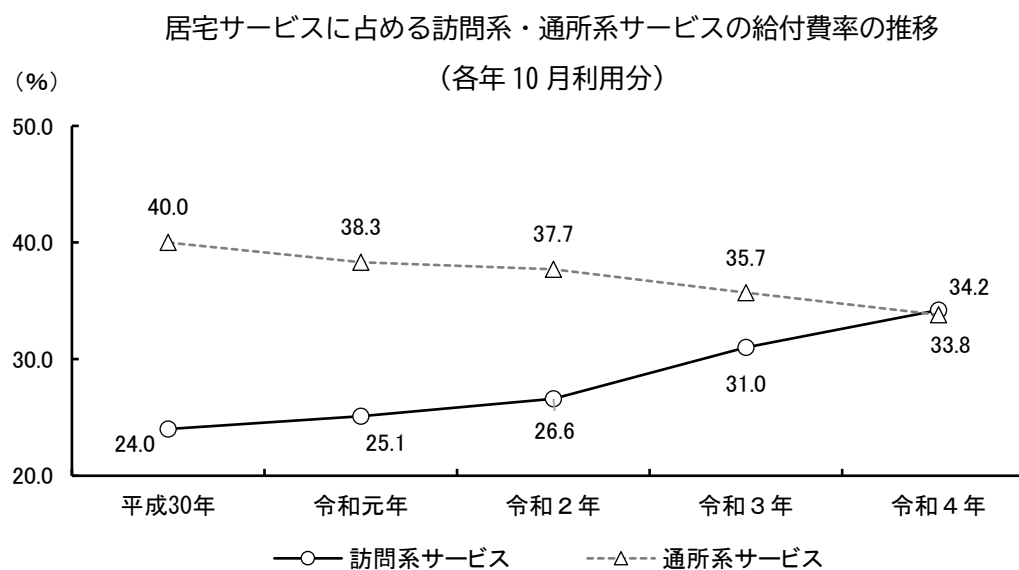
本市のサービス別の給付費率の推移をみると、「居宅（介護予防）サービス」は増加傾向である一方、「施設サービス」は減少傾向となっています。また、「地域密着型（介護予防）サービス」は概ね横ばい傾向となっています。



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告 月報」

③ 居宅サービスに占める訪問系・通所系サービスの給付費率の推移

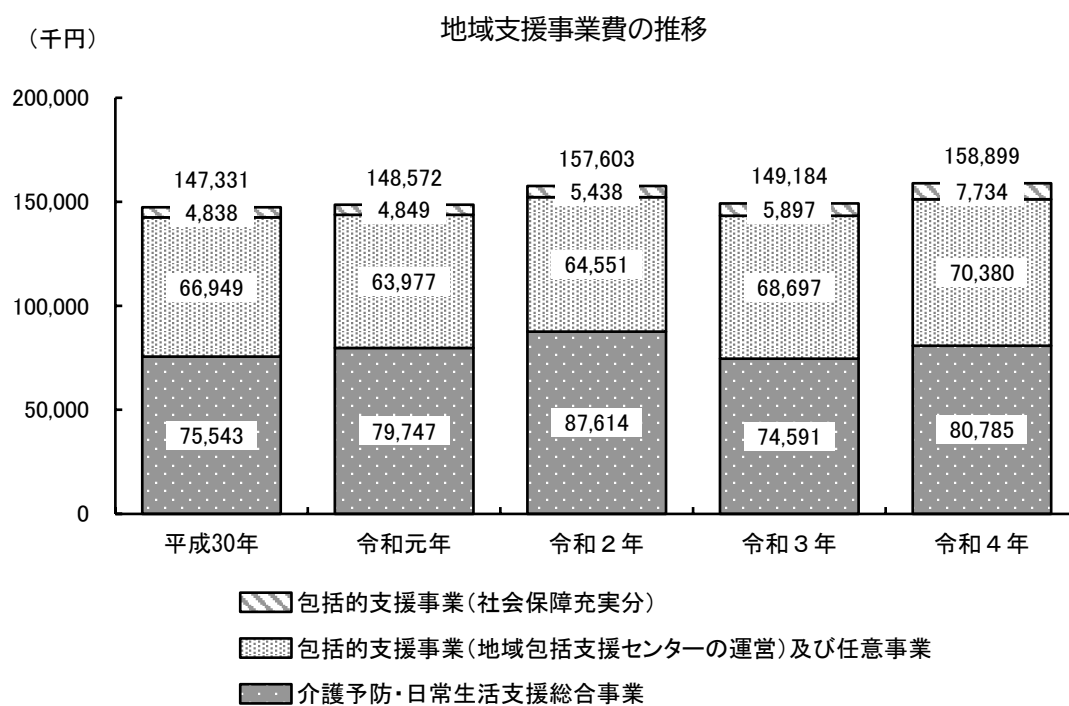
本市の居宅サービスに占める訪問系サービスの給付費率は増加傾向にあります。一方、通所系サービスの給付費率は、減少傾向にあります。



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告 月報」

④ 地域支援事業費の推移

地域支援事業費※は増加傾向で推移しており、令和4年で158,899千円となっています。



資料：厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システム

包括的支援事業（社会保障充実分）：在宅医療・介護連携推進事業、認知症総合支援事業、生活支援体制整備事業

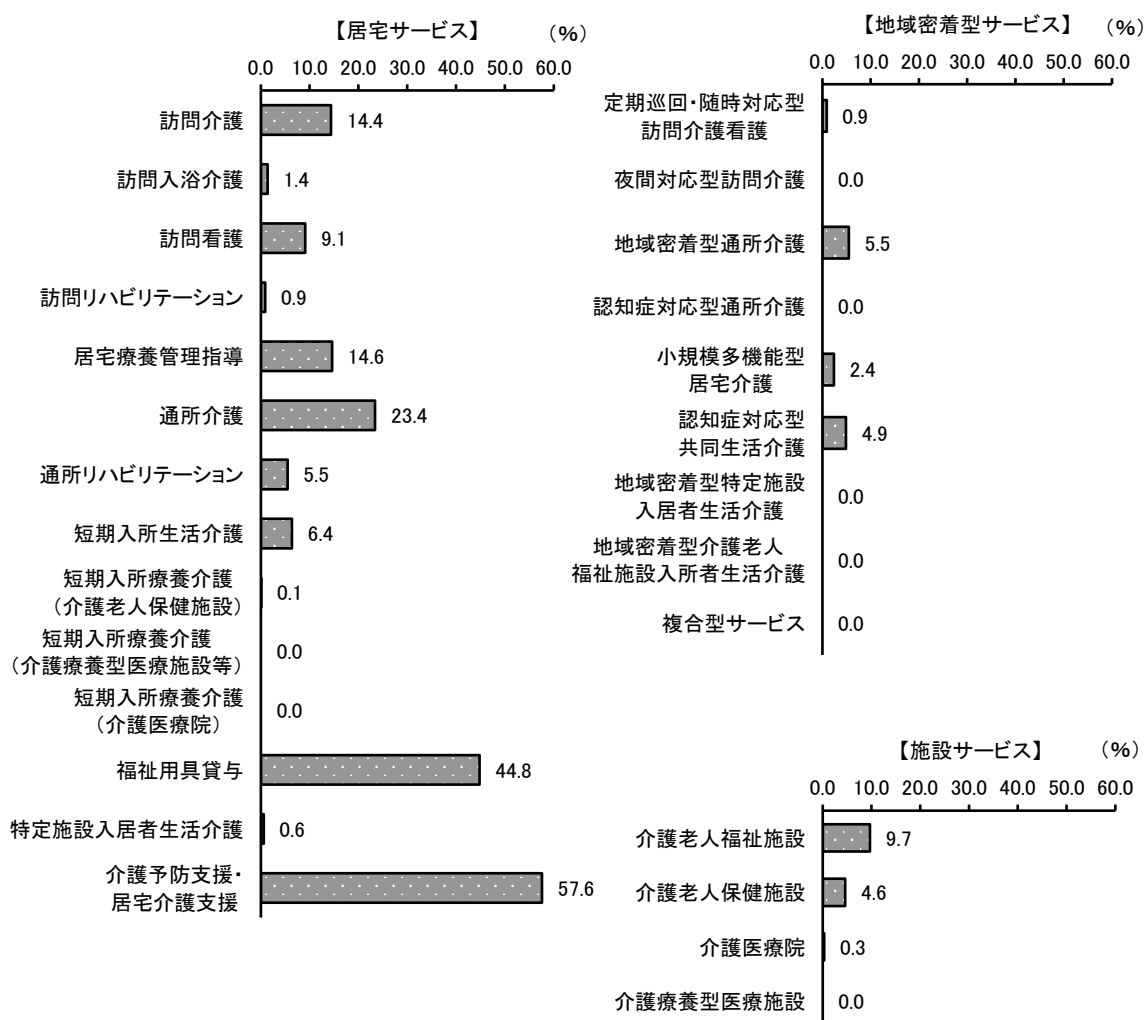
任意事業：介護給付費適正化事業、家族介護支援事業、成年後見制度利用支援事業等

介護予防・日常生活支援総合事業：要支援1・2の認定者及び基本チェックリストにより生活機能の低下が見られる人を対象とした訪問型サービス、通所型サービス等

2 介護保険の給付実績

本市の要介護・要支援認定者における介護保険サービスの受給率について、居宅サービスでは、「介護予防支援・居宅介護支援」や「福祉用具貸与」を除くと、「通所介護」が23.4%、「居宅療養管理指導」が14.6%、「訪問介護」が14.4%となっており、居宅における主要なサービスとなっています。地域密着型サービスの受給率は、居宅サービスと比較すると低い状況ですが、「地域密着型通所介護」が5.5%となっており最も利用されています。施設サービスでは、「介護老人福祉施設」9.7%、「介護老人保健施設」が4.6%となっています。

サービス別受給率（令和4年5月利用分）



資料：厚生労働省 「介護保険事業状況報告 月報」

3 介護保険サービスの利用実績

(1) 介護給付費の実績

単位：千円

	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度 (見込み)
介護給付費			
(1) 居宅サービス			
訪問介護	487,383	612,701	830,357
訪問入浴介護	29,936	32,146	25,510
訪問看護	142,773	151,737	188,929
訪問リハビリテーション	9,453	11,565	11,981
居宅療養管理指導	52,093	62,360	77,165
通所介護	753,946	774,553	851,311
通所リハビリテーション	79,360	87,809	106,819
短期入所生活介護	323,568	310,009	307,706
短期入所療養介護（老健）	6,595	5,015	6,416
短期入所療養介護（病院等）	723	1,917	2,703
介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0
福祉用具貸与	178,210	191,762	208,183
特定福祉用具購入費	4,170	4,831	4,141
住宅改修費	14,409	13,160	16,103
特定施設入居者生活介護	39,618	41,638	58,622
(2) 地域密着型サービス			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	77,647	77,941	69,660
夜間対応型訪問介護	0	0	0
地域密着型通所介護	177,389	171,798	176,053
認知症対応型通所介護	963	644	0
小規模多機能型居宅介護	178,514	173,389	182,794
認知症対応型共同生活介護	481,532	475,814	478,967
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0
(3) 施設サービス			
介護老人福祉施設	929,051	920,378	913,497
介護老人保健施設	465,464	446,655	347,720
介護医療院	40,601	36,249	56,493
介護療養型医療施設	0	0	0
(4) 居宅介護支援	253,946	272,111	299,715
合 計	4,727,344	4,876,181	5,220,845

資料：令和3年度、令和4年度は厚生労働省「介護保険事業状況報告 月報」

令和5年度（見込）は地域包括ケア「見える化」システム

※地域包括ケア「見える化」システム：厚生労働省より提供された都道府県・市町村における介護保険事業（支援）計画等の作成・実行を総合的に支援するための情報システム

※千円単位の下捨五入のため、合計値が一致しない場合があります。

(2) 予防給付費の実績

単位：千円

	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度 (見込み)
予防給付費			
(1) 介護予防サービス			
介護予防訪問入浴介護	0	0	0
介護予防訪問看護	9,265	8,000	10,002
介護予防訪問リハビリテーション	508	752	1,123
介護予防居宅療養管理指導	1,070	1,293	1,538
介護予防通所リハビリテーション	16,828	21,428	21,125
介護予防短期入所生活介護	138	276	0
介護予防短期入所療養介護（老健）	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	14,886	17,864	19,067
特定介護予防福祉用具購入費	1,053	1,018	921
介護予防住宅改修	6,158	4,714	7,024
介護予防特定施設入居者生活介護	1,810	2,104	1,430
(2) 地域密着型介護予防サービス			
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	2,950	2,667	1,765
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0
(3) 介護予防支援	13,861	14,914	15,849
合 計	68,528	75,031	79,843

資料：令和3年度、令和4年度は厚生労働省「介護保険事業状況報告 月報」

令和5年度（見込）は地域包括ケア「見える化」システム

※千円単位での四捨五入のため、合計値が一致しない場合があります。

(3) 地域支援事業費の実績

単位：千円

	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度 (見込み)
地域支援事業費			
(1) 介護予防・日常生活支援総合事業			
訪問介護相当サービス	10,452	10,805	11,678
訪問型サービス A	0	0	0
訪問型サービス B	0	0	0
訪問型サービス C	0	0	0
訪問型サービス D	0	0	0
訪問型サービス(その他)	0	0	0
通所介護相当サービス	52,148	57,045	59,325
通所型サービス A	0	0	0
通所型サービス B	0	0	0
通所型サービス C	120	100	220
通所型サービス(その他)	0	0	0
栄養改善や見守りを目的とした配食	0	0	0
定期的な安否確認、緊急時の対応、 住民ボランティア等の見守り	0	0	0
その他、訪問型サービス・ 通所型サービスの一体的提供等	0	0	0
介護予防ケアマネジメント	7,078	6,963	7,584
介護予防把握事業	0	0	0
介護予防普及啓発事業	2,015	4,655	5,919
地域介護予防活動支援事業	2,190	485	1,190
一般介護予防事業評価事業	0	0	0
地域リハビリテーション活動支援事業	0	0	0
上記以外の介護予防・日常生活総合事業	588	792	836
(2) 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業			
包括的支援事業 （地域包括支援センターの運営）	43,362	44,389	68,256
任意事業	25,335	25,991	27,033
(3) 包括的支援事業（社会保障充実分）			
在宅医療・介護連携推進事業	3,424	3,472	4,109
生活支援体制整備事業	2,387	4,216	4,216
認知症初期集中支援推進事業	86	46	286
認知症地域支援・ケア向上事業	0	0	50
認知症サポーター活動促進・ 地域づくり推進事業	0	0	0
地域ケア会議推進事業	0	0	72
合 計	149,184	158,959	190,774

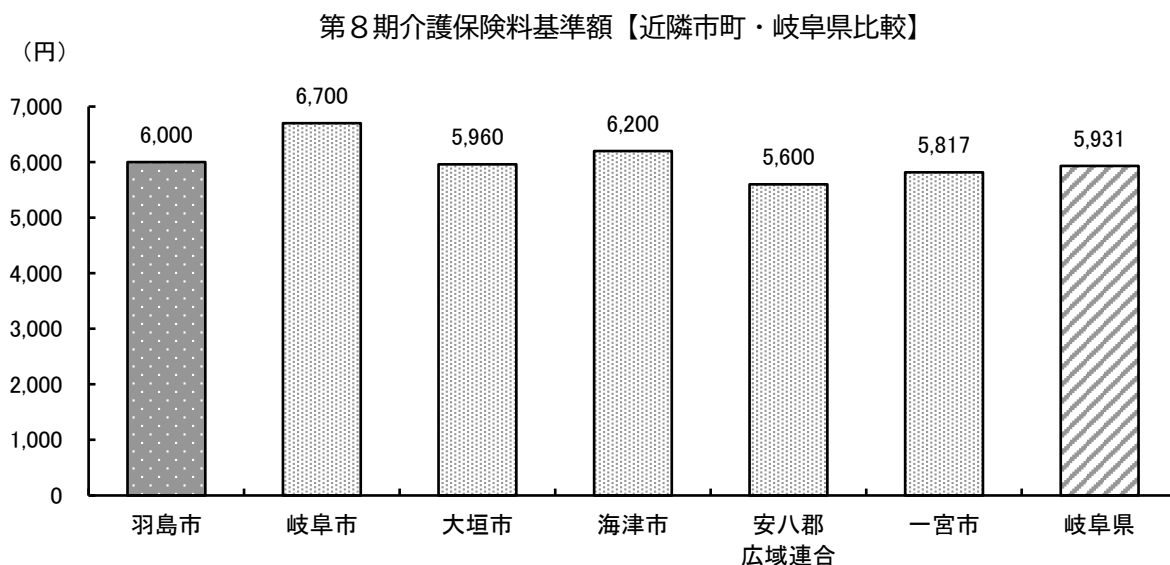
資料：令和3年度、令和4年度は厚生労働省「介護保険事業状況報告 月報」
令和5年度（見込）は地域包括ケア「見える化」システム

※千円単位のため、合計値が一致しない場合があります。

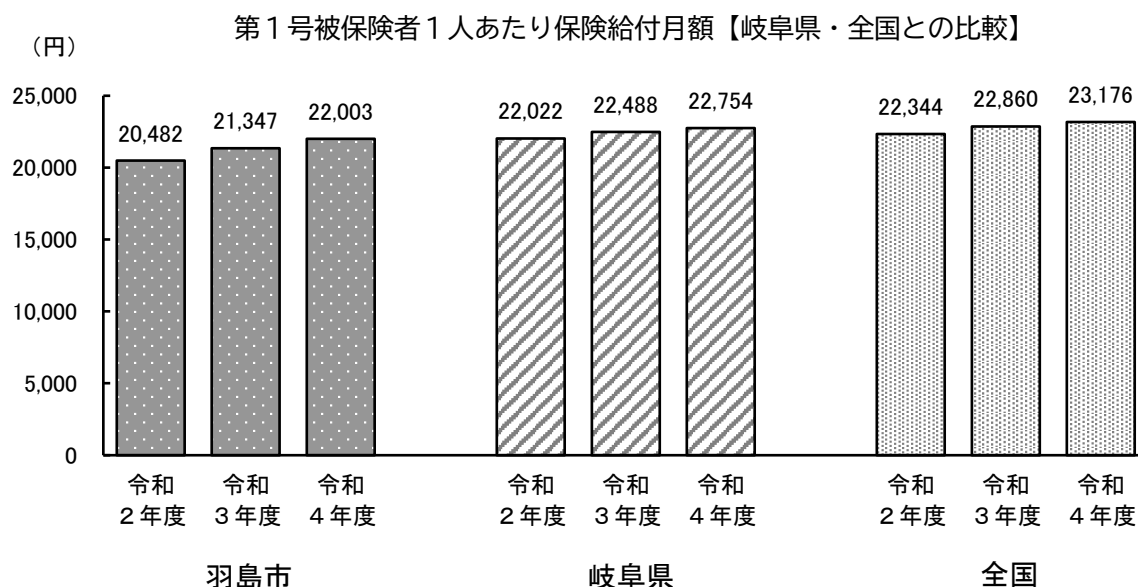
4 介護保険料

本市の第8期介護保険料基準額は6,000円で、近隣市町及び県と比較すると、岐阜市、海津市に次いで高い金額となっています。

また、令和2年度から令和4年度にかけての「第1号被保険者1人あたりの保険給付月額」は、全国や県と比較すると低めで推移しています。



資料：厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システム



※令和3年度、令和4年度はサービス提供分までの数値を用いて、当該年度の指標を算出しています。

資料：厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システム

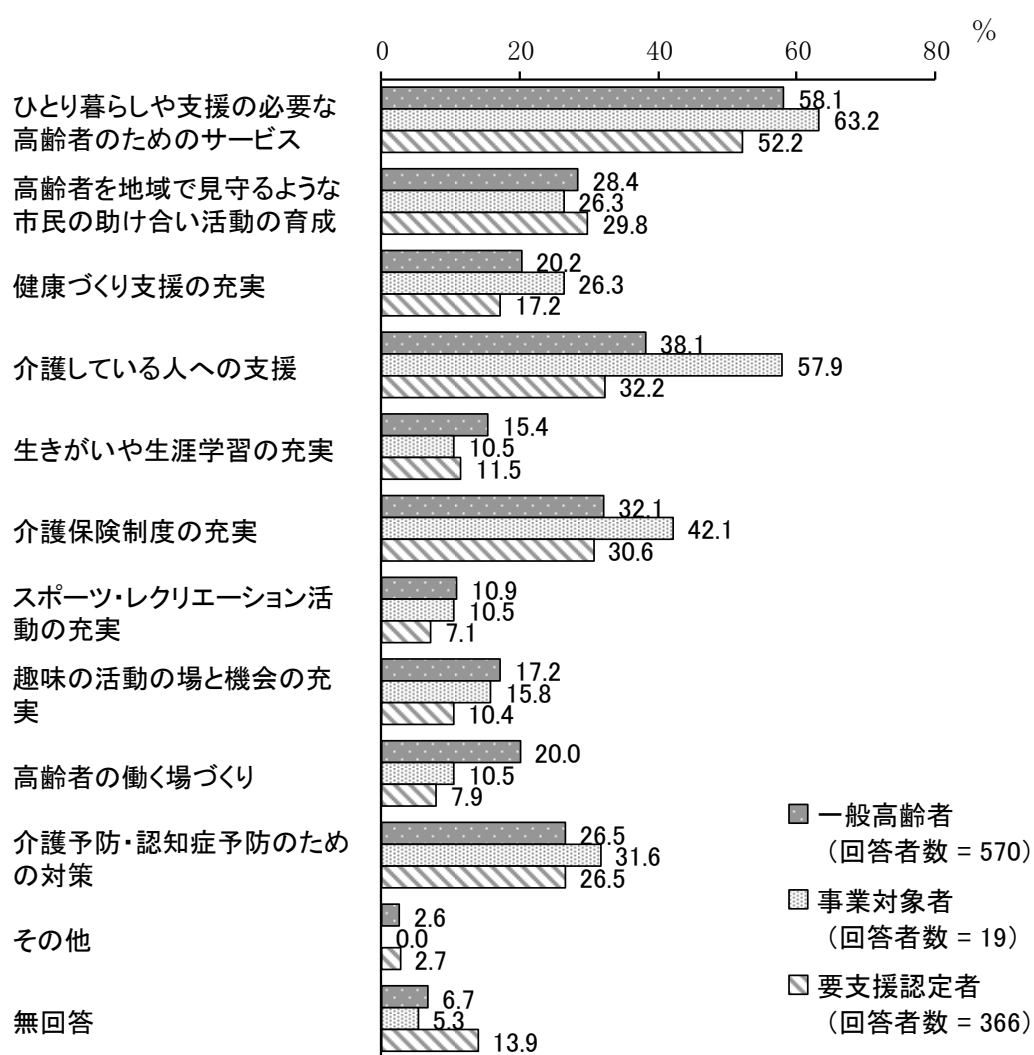
5 高齢者等実態調査

(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

① 高齢者福祉・介護予防について今後、市が注力すべきこと

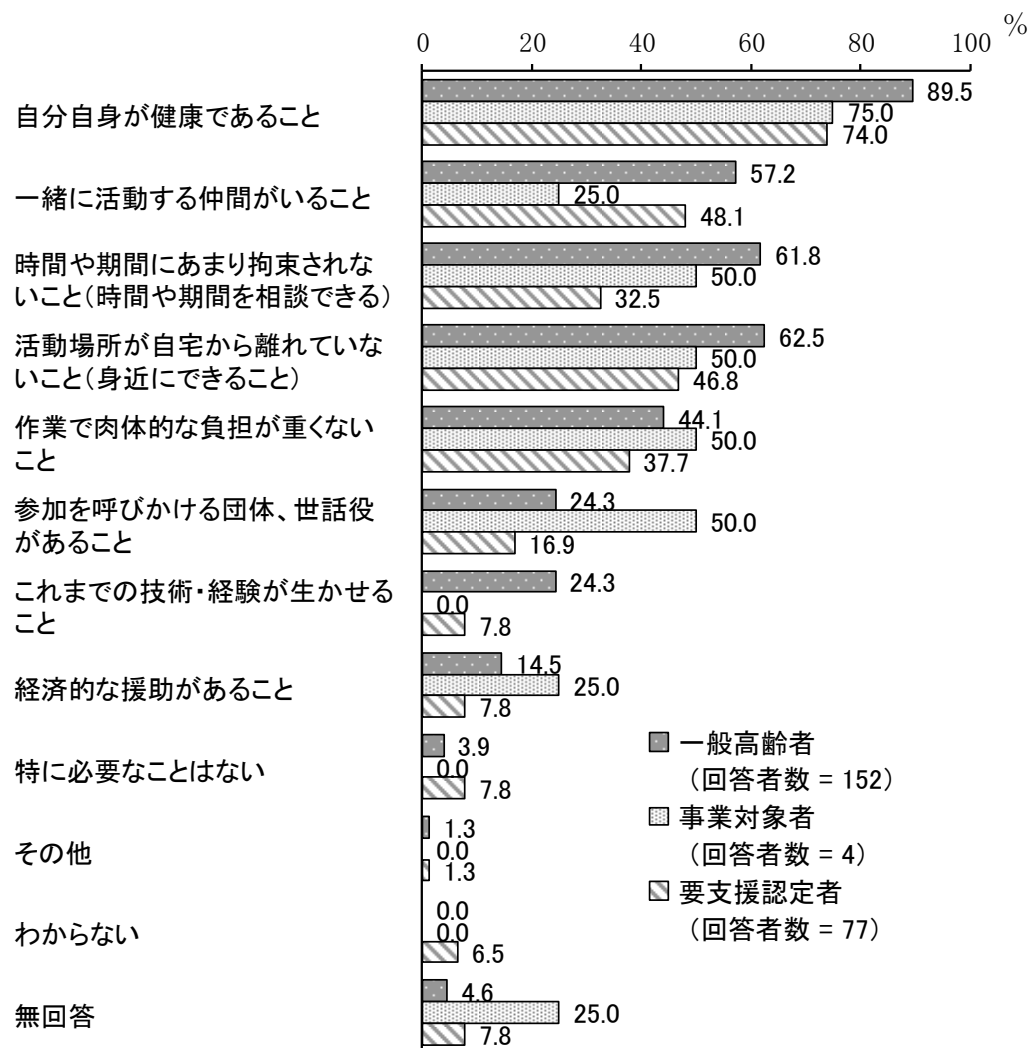
調査対象者全てで「ひとり暮らしや支援の必要な高齢者のためのサービス」の割合が最も高く、50%を超えています。

次いで「介護している人への支援」、「介護保険制度の充実」、「介護予防・認知症予防のための対策」と続いています。



② 地域活動に参加するために必要な条件

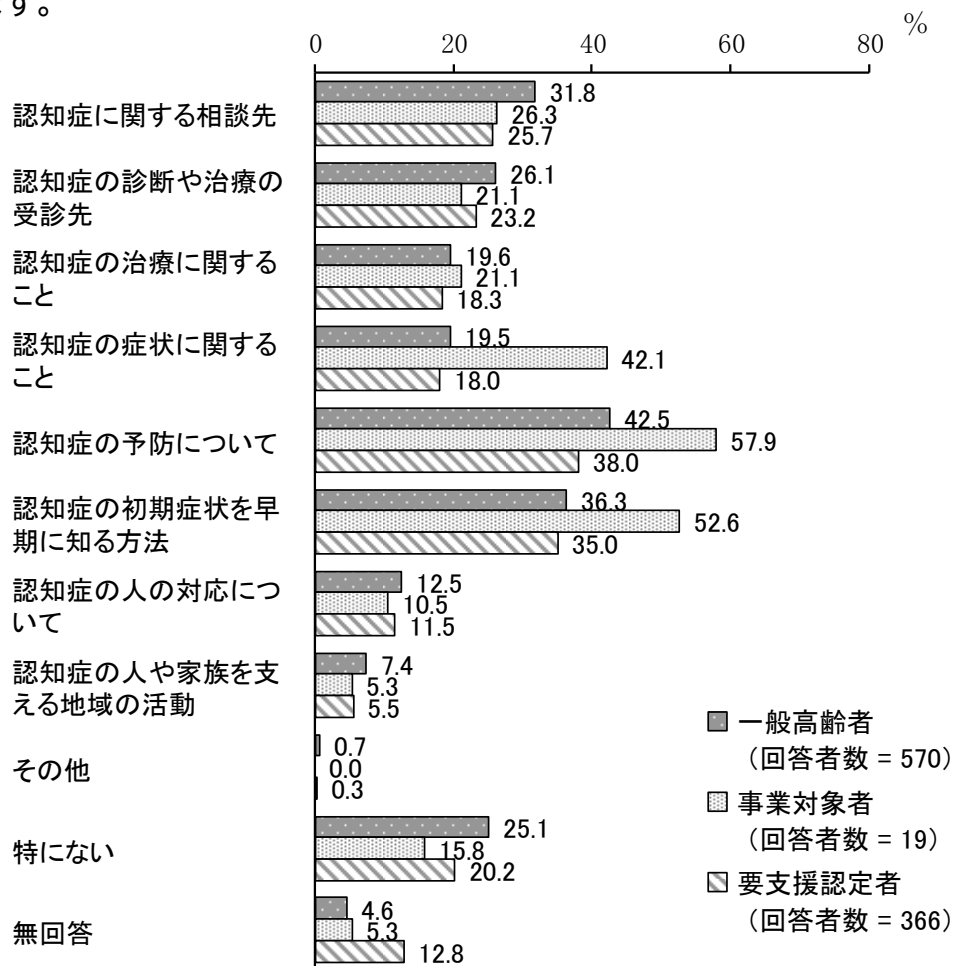
調査対象者全てで「自分自身が健康であること」の割合が最も高く、一般高齢者では89.5%となっています。次いで「活動場所が自宅から離れていないこと（身近にできること）」、「時間や期間にあまり拘束されないこと（時間や期間を相談できる）」、「一緒に活動する仲間がいること」の順に高い割合となっています。



③ 認知症について知りたいこと

調査対象者全てで「認知症の予防について」、「認知症の初期症状を早期に知る方法」の順で高くなっています。

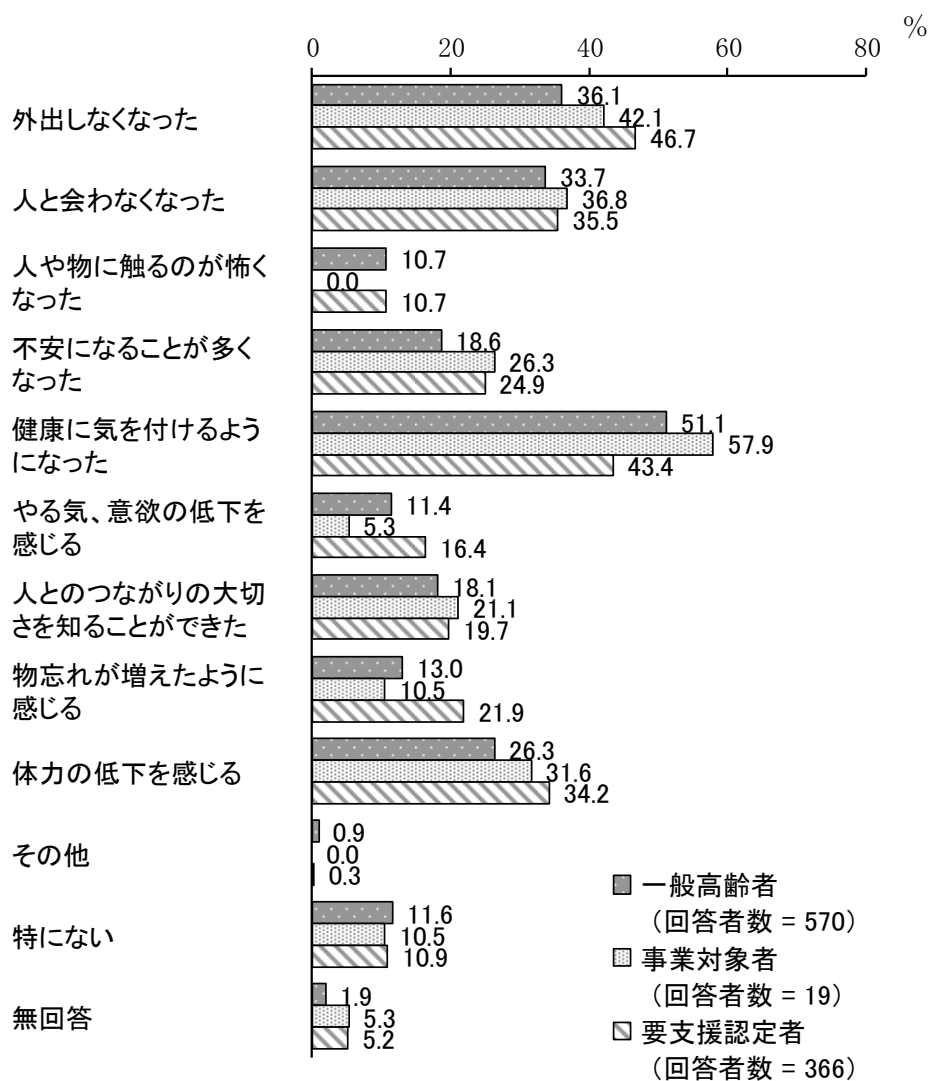
一般高齢者、要支援認定者では、「認知症に関する相談先」が次いで高くなっています。



④ 新型コロナウイルス感染症の流行による行動や意識の変化

一般高齢者、事業対象者では、「健康に気を付けるようになった」の割合が最も高く、次いで「外出しなくなった」となっています。

要支援認定者では、「外出しなくなった」の割合が46.7%と最も高く、次いで「健康に気を付けるようになった」となっています。

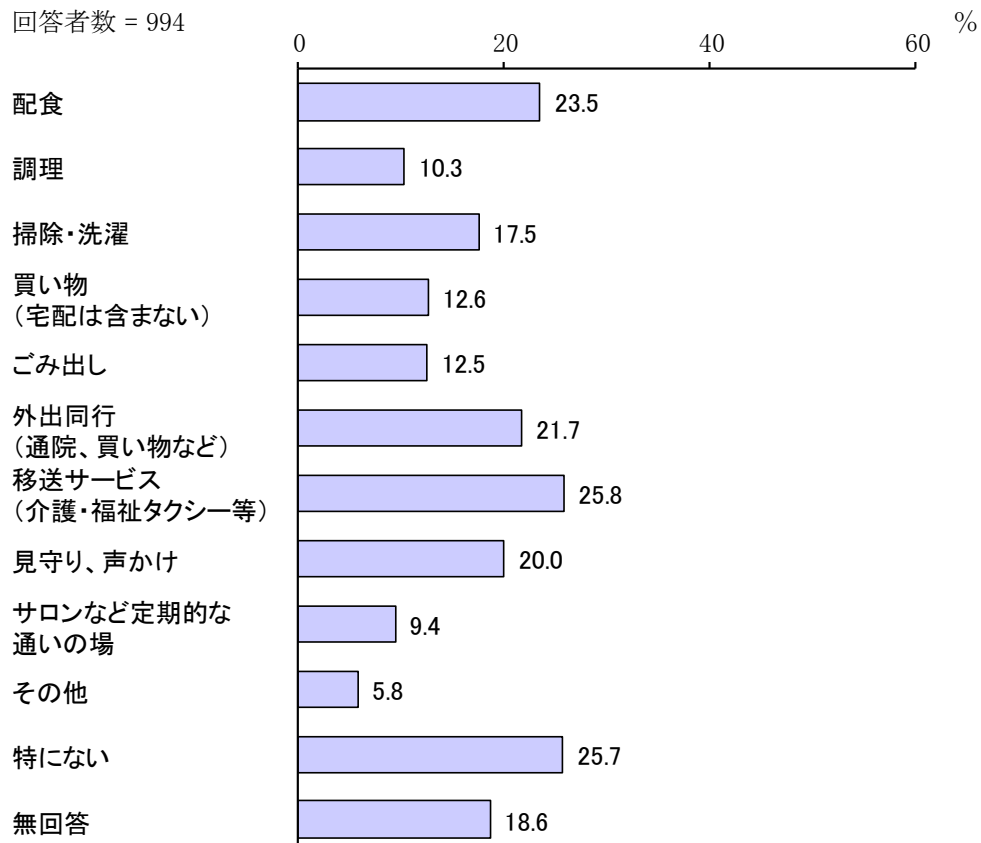


(2) 在宅介護実態調査

① 在宅生活の継続に必要な支援・サービス

「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」の割合が25.8%と最も高く、次いで「配食」の割合が23.5%となっています。「特にない」の割合も25.7%あります。

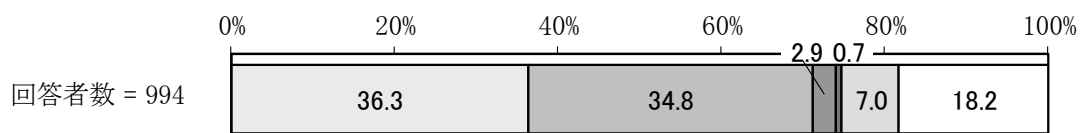
回答者数 = 994



② 介護保険サービスを希望どおり利用できたか

「希望どおりのサービスが受けられた」の割合が36.3%と最も高く、次いで「ほぼ希望どおりのサービスが受けられた」の割合が34.8%となっています。

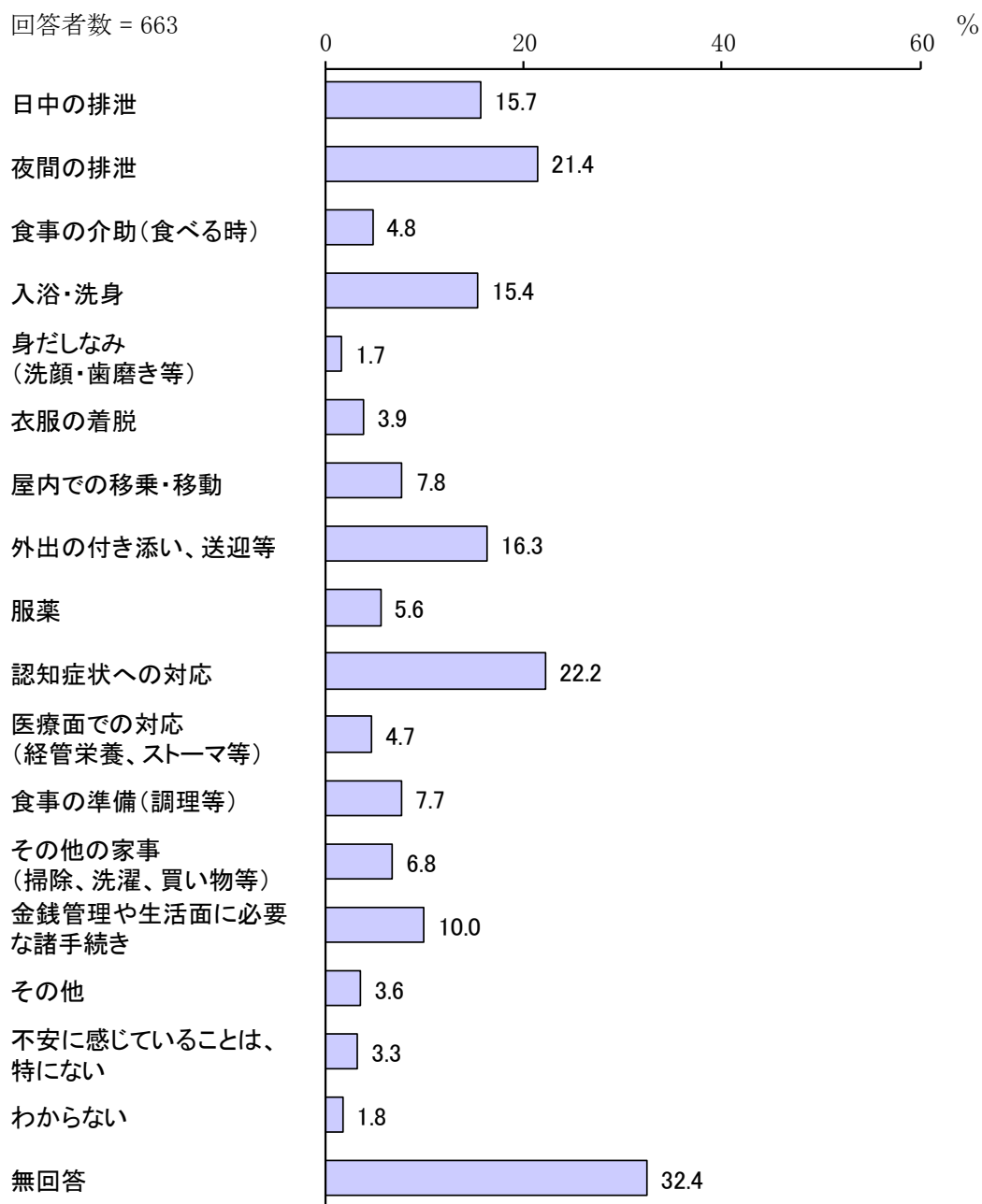
- ☐ 希望どおりのサービスが受けられた
- ☐ ほぼ希望どおりのサービスが受けられた
- ☐ あまり希望どおりのサービスではなかった
- ☐ 希望していたサービスではなかった
- ☐ その他
- ☐ 無回答



③ 介護者が不安に感じる介護の内容

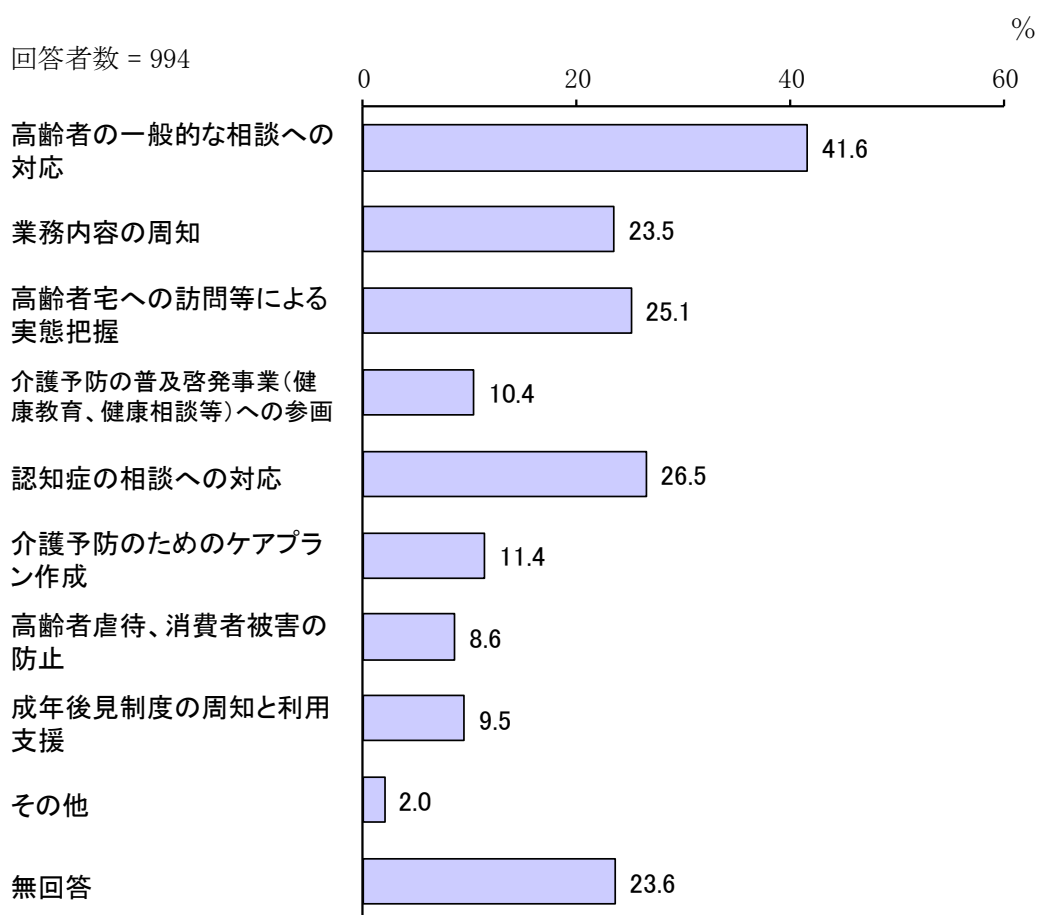
「認知症状への対応」の割合が22.2%と最も高く、次いで「夜間の排泄」の割合が21.4%、「外出の付き添い、送迎等」の割合が16.3%となっています。

回答者数 = 663



④ 地域包括支援センターで注力して行ってほしい仕事

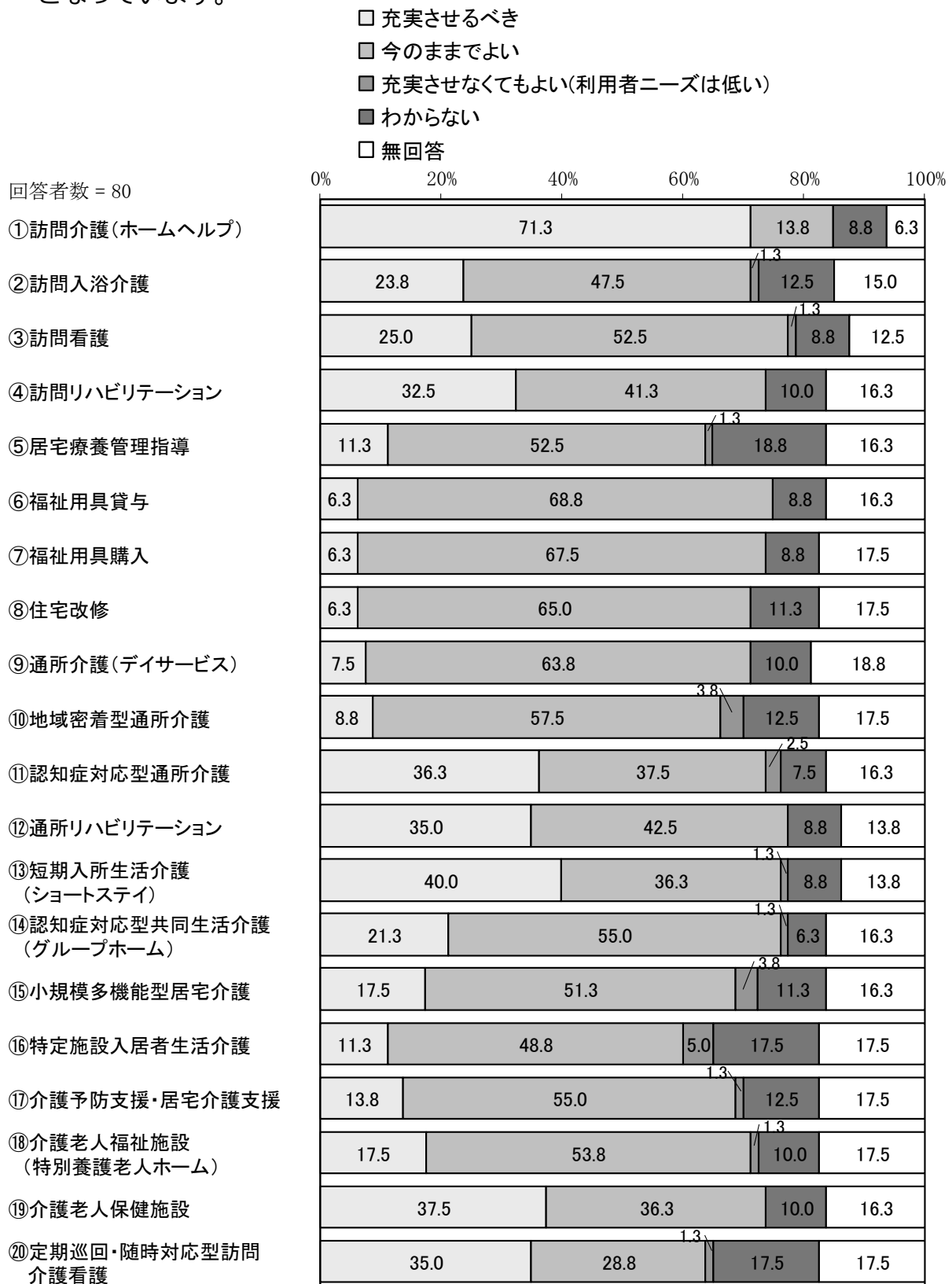
「高齢者の一般的な相談への対応」の割合が41.6%と最も高く、次いで「認知症の相談への対応」の割合が26.5%、「高齢者宅への訪問等による実態把握」の割合が25.1%となっています。



(3) 介護支援専門員実態調査

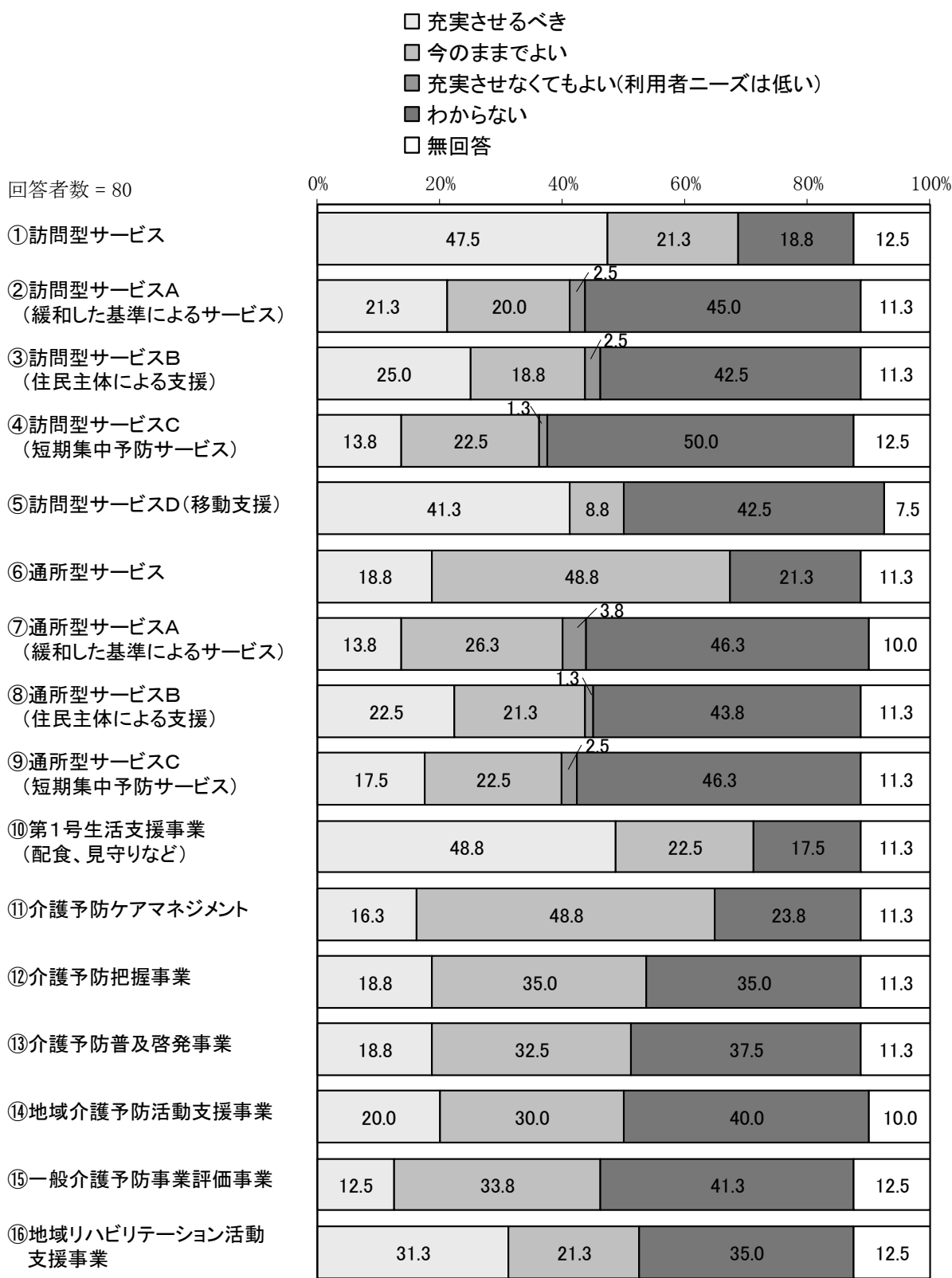
① 充実が求められる介護サービス

『訪問介護（ホームヘルプ）』で「充実させるべき」の割合が最も高く71.3%となっています。



② 充実が求められる介護予防・日常生活支援総合事業

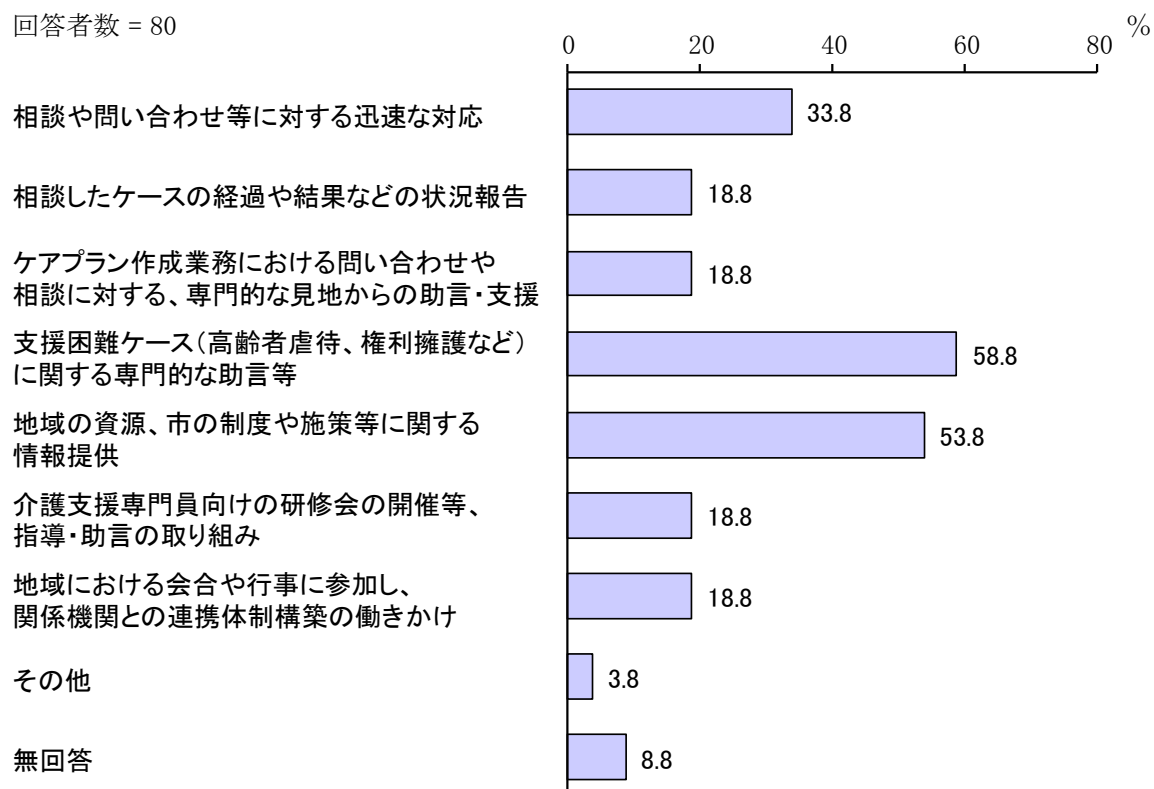
『第1号生活支援事業（配食、見守りなど）』で「充実させるべき」の割合が最も高くなっています。『通所型サービス』『介護予防ケアマネジメント』で「今のままでよい」の割合が最も高くなっています。



③ 地域包括ケア、地域ケア会議について地域包括支援センターに強化してほしい機能

「支援困難ケース（高齢者虐待、権利擁護など）に関する専門的な助言等」の割合が58.8%と最も高く、次いで「地域の資源、市の制度や施策等に関する情報提供」の割合が53.8%、「相談や問い合わせ等に対する迅速な対応」の割合が33.8%となっています。

回答者数 = 80



Ⅵ 第8期計画の課題

第8期羽島市高齢者福祉計画・介護保険事業計画では、5つの基本方針により19の施策の方向性を定めています。本計画の策定にあたり、各事業の実施状況を振り返り、国の方針、アンケート調査を踏まえて課題を整理しました。

基本方針1「地域共生社会の実現に向けた地域づくり」について

(1) 在宅医療と介護の連携

- 今後も、在宅医療と介護の一体的な提供ができるよう、医療や介護に携わる多職種が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療と介護の連携を推進していく必要があります。
- 医療との連携において、今後の連携強化に向けて、医療関係者と介護関係者の情報交換の場の確保や情報を共有する場の充実が必要となります。
- 在宅医療・介護の推進については、専門職のみでなく、広く市民に対して周知啓発を行う必要があります。

(2) 認知症施策の推進

- 認知症の人が住み慣れた地域で生活するため、認知症に関する相談窓口や早期発見のための仕組みなど、当事者の不安の解消に向けた施策の充実が必要です。
- 認知症サポーター養成講座を継続的に実施し、認知症に対する正しい知識の啓発活動を行うとともに、サポーターの自主的な活動が認知症の人を見守ることができるような地域づくりへとつながるように支援していくことが重要です。

(3) 地域ケア会議の実施

- 地域での課題の把握、並びに地域の特徴に応じた支援体制の強化に向け、地域ケア会議の充実が必要となります。

(4) 地域包括支援センターの機能強化とともに支え合う地域づくり

- 地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムにおける中核的役割を担う機関として期待されることから、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、関係機関との連携や、包括的・継続的マネジメントの推進の強化が必要です。
- 地域包括支援センターの周知を図るとともに、地域住民活動や関係諸機関等とのネットワークを形成し、各地域の課題を把握・共有することが重要です。

基本方針2「生きがいづくりと介護予防・重度化予防の推進」について

(1) 高齢者の生きがいづくり支援

- 高齢者が住み慣れた地域の中で役割を持っていきいきと生活をするためには、高齢者が長年培ってきた優れた技術や経験、知識等の持てる力を発揮できる活躍の場、社会参加の場の確保と仕組みづくりの構築が必要です。
- 高齢者の生きがいづくりや地域活動へのさらなる参加を図るため、高齢者のニーズを的確に捉える必要があります。

(2) 高齢者の介護予防・重度化予防の推進

- 高齢者が住み慣れた地域で元気に暮らし続けるためには、要支援状態からの自立の支援や重度化防止の取組が重要であり、身近な場所で気軽に継続して介護予防に取り組める体制づくりが必要です。
- 高齢者だけではなく、市民全体へ「健康づくり＝介護予防」を広く普及・啓発し、より早期から介護予防の意義を浸透させていく必要があります。

基本方針3「介護保険サービスの充実・継続」について

(1) 在宅サービスの充実

- 高齢者が介護を必要とする状態になっても、その人らしく、安心して生活ができるよう、地域の実情に応じた在宅サービスの充実が必要です。

(2) 施設サービスの充実

- 施設でのケアを必要とする高齢者が適切に利用できるよう、また、介護離職ゼロへの対応の観点からも、定員数が利用見込人数に対し不足している施設サービスについて、必要な整備を図り、入所待機者の解消を図ることが求められます。

(3) 地域密着型サービスの充実

- 地域密着型サービスについては、その地域での生活を24時間体制で支えるためのものであることから、必要なサービスが提供される取組が必要です。

(4) 介護保険制度の適正利用と公正な運営

- 今後も要介護認定者数の増加が予想される中、介護サービスのニーズに対応するため、より一層、介護サービスの質の向上と確保に取り組む必要があります。
- 介護保険の円滑かつ安定的な運営を図るためには、限られた財源を効果的に使用し、適正なサービスを真に必要な人に提供していくことが重要です。また、利用者の視点に立ったサービスを担保するためには、事業者指導等の保険者機能の強化や介護給付の適正化をより一層推進していくことが重要となります。
- 今後、ますます多様化・増大化する福祉ニーズに対応するため、介護をはじめとした福祉人材の育成・確保の取組をさらに強化していく必要があります。また、介護現場における業務の改善方法についても検討し、介護職員が働き続けることのできる環境整備について支援していくことが必要です。

(5) 災害・感染症への備え

- 感染症や災害時においても、継続的なサービス提供を維持できるよう、平時から事業所との連携体制を構築していくことが必要です。また、感染症や災害時に不足することが予測される物資や人材の確保に向けて、県や他市町村、関係団体との連携体制を構築することが必要です。

基本方針4「高齢者の地域生活支援」について

(1) 高齢者の地域生活支援

- 地域の見守り活動を充実していくため、地域の住民を見守り活動につなげていくことや、退任した民生委員や介護予防サポーターの活用などの仕組みづくりが必要です。
- 地域の見守り活動等とともに、ボランティア、特定非営利活動法人（NPO）や社会福祉法人等と共に支え合う地域づくりを進めていく必要があります。

(2) 介護者支援体制の強化

- 介護に携わる家族介護者への負担は、精神的・肉体的な疲労が特に大きなものとなっています。在宅介護を推進する上で、家族の負担を軽減するための支援の充実が求められます。
- 家族介護者に対して、市や医療機関など関係機関が連携して支援していくとともに、自主的な活動や情報共有などを目的としたコミュニケーションの場づくりを検討していく必要があります。

(3) 生活支援サービスの充実・強化

- 生活状況に応じて必要な福祉サービスを利用することができるよう、市民及び事業者等に対する事業の周知とともに、介護保険制度の改正を踏まえた生活支援サービスの内容及びその在り方についての検討が必要です。

基本方針5「安心して暮らせるまちづくり」について

(1) 高齢者の住まいの安定的な確保

- 自宅での生活が困難になった場合の「施設」への入所や、将来介護が必要になった場合に必要なサービスが提供されることが約束されている「住まい」への住み替えなど、個々の高齢者の状況やニーズに沿った選択肢を用意するため、多様な住まいを確保することが重要です。

(2) バリアフリー化の促進

- 高齢者が住みやすい地域をつくっていくためにも、公共施設や公共交通機関などでのバリアフリー化のさらなる促進を行っていくことが必要です。

(3) 防犯・防災体制の強化

- 地域での見守り体制を強化するとともに、地震などの災害時や緊急時に対応する防災・防犯対策の推進が求められます。

(4) 相談体制・情報提供体制の充実

- 高齢者が住み慣れた地域で安心して、その人らしい生活を継続していくためには、必要なサービスを必要なタイミングで受けることが必要です。そのために、適切な情報提供や相談体制の充実が求められます。

(5) 高齢者の権利擁護

- 成年後見制度の利用を希望する市民が確実に利用できるよう、権利擁護が必要な人を適切な制度につなげることが重要です。
- 虐待を受けている高齢者に対して、早期発見・早期対応を行う体制を確立する必要があります。高齢者虐待や認知症を正しく理解するための啓発活動や地域住民による見守りや声かけなど、公的なサービス以外での住民主体による支援が必要です。



第 3 章

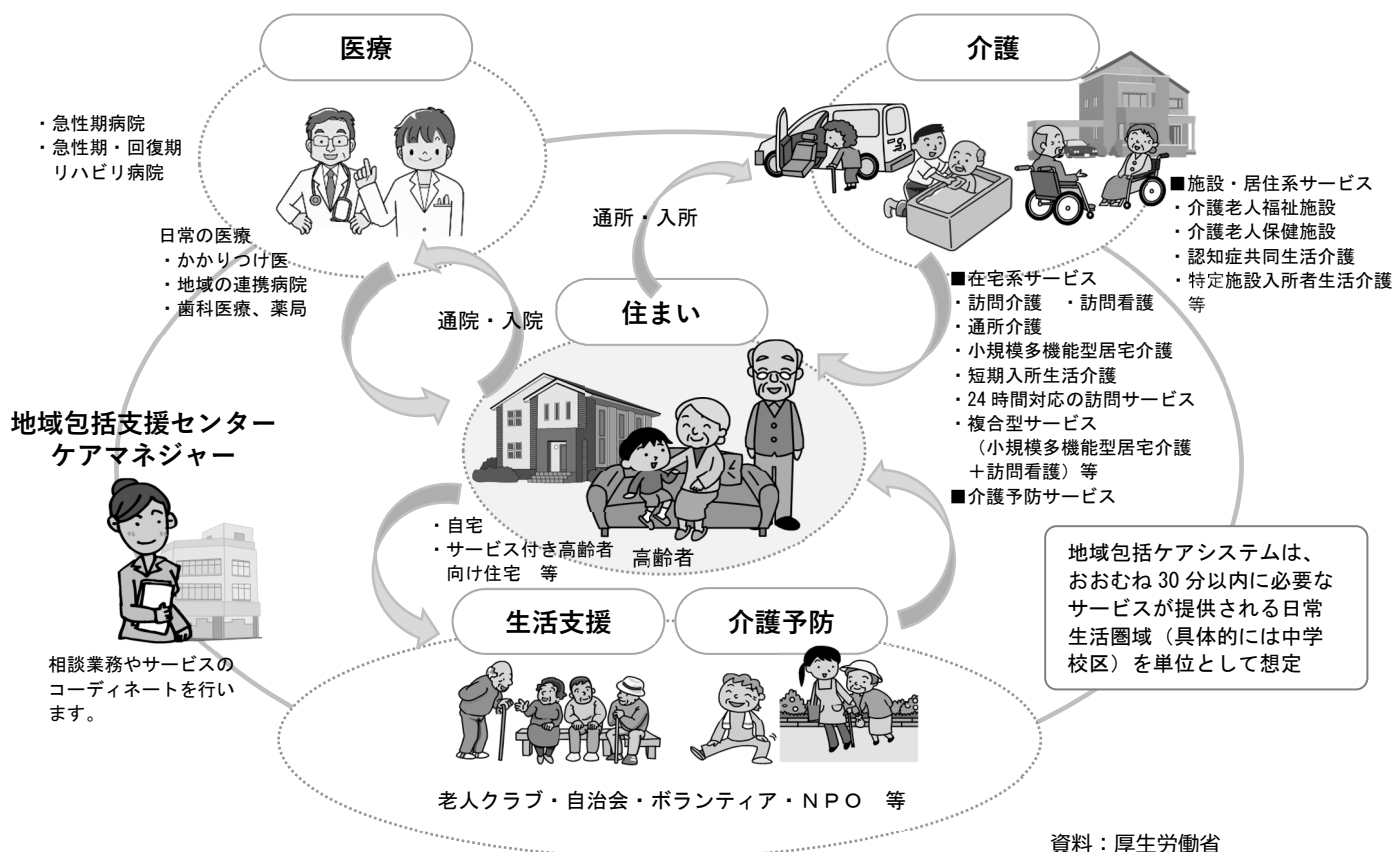
地域包括ケアシステムの推進

1 「地域包括ケアシステム」とは

重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供されるのが地域包括ケアシステムです。

また、さらに高齢化が進み、医療・介護などの社会保障費の給付が増大していく一方で、現役世代が減少していくと考えられる令和22年(2040年)に備え、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者など、支援を必要とする高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止や、介護保険制度の持続可能性を確保する上でも、地域包括ケアシステムの深化・推進が求められます。

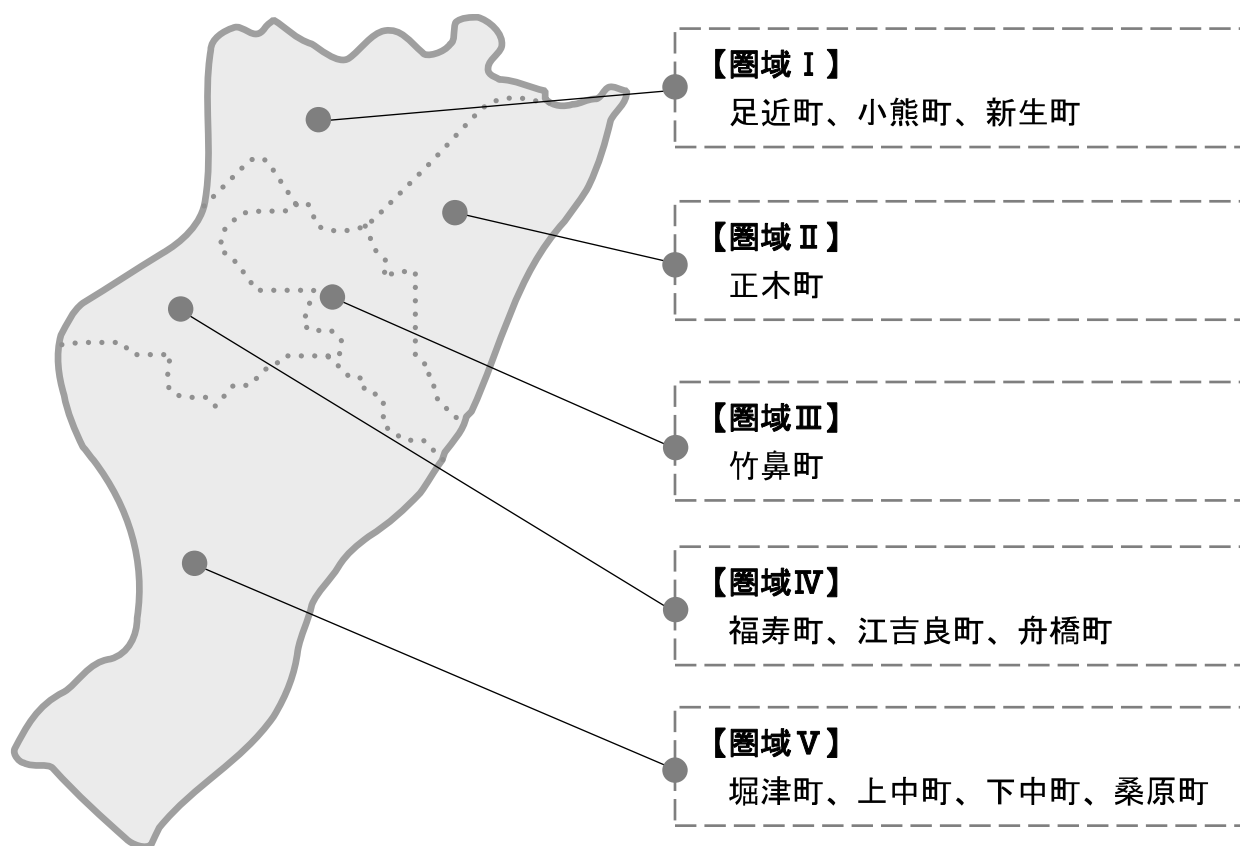
地域包括ケアシステム実現のため、日常生活の場である日常生活圏域を設定し、必要なサービスが適切に提供できるような体制を目指します。



2 羽島市の日常生活圏域

(1) 5つの日常生活圏域と圏域の構成地域

本市では、現在「日常生活圏域※」として5圏域を設定し、福祉サービスの提供や事業所の指定を行っています。本計画でもこれを継続し、より身近に福祉サービスが受けられる環境づくりを目指します。



※「日常生活圏域」：当該市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域

(2) 各圏域の状況

圏域別の人口、高齢者数、高齢化率、認定者数、認定率は以下のようになります。

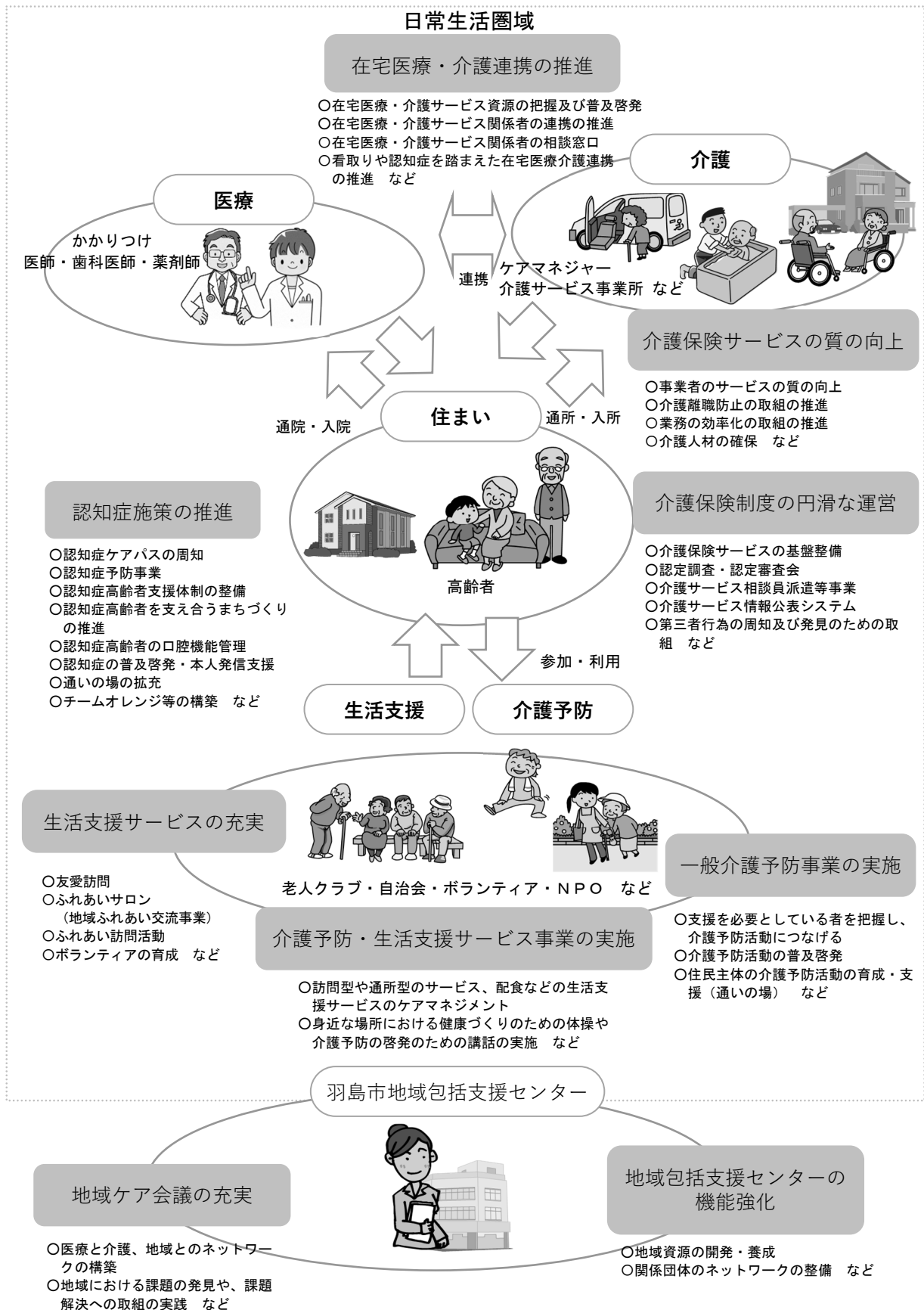
圏域名	人口	高齢者数	高齢化率	認定者数※	認定率
圏域Ⅰ	10,074 人	3,073 人	30.50%	564 人	18.35%
足近町	4,573 人	1,393 人	30.46%	252 人	18.09%
小熊町	5,142 人	1,525 人	29.66%	284 人	18.62%
新生町	359 人	155 人	43.18%	28 人	18.06%
圏域Ⅱ（正木町）	14,707 人	4,345 人	29.54%	698 人	16.06%
圏域Ⅲ（竹鼻町）	14,821 人	4,104 人	27.69%	807 人	19.66%
圏域Ⅳ	14,653 人	3,168 人	21.62%	546 人	17.23%
福寿町	8,306 人	1,694 人	20.39%	259 人	15.29%
江吉良町	4,057 人	987 人	24.33%	212 人	21.48%
舟橋町	2,290 人	487 人	21.27%	75 人	15.40%
圏域Ⅴ	12,498 人	4,149 人	33.21%	743 人	17.91%
堀津町	2,899 人	834 人	28.77%	133 人	15.95%
上中町	5,044 人	1,557 人	30.87%	261 人	16.76%
下中町	2,103 人	753 人	35.81%	162 人	21.51%
桑原町	2,452 人	1,005 人	40.99%	187 人	18.61%
合計	66,753 人	18,839 人	28.22%	3,358 人	17.82%

令和5年9月30日現在

※認定者数には第2号被保険者（40歳～64歳）を含みます。

3 羽島市における地域包括ケアシステム

本市においても、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの充実を図っています。



4 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

(1) 地域包括支援センターの機能強化

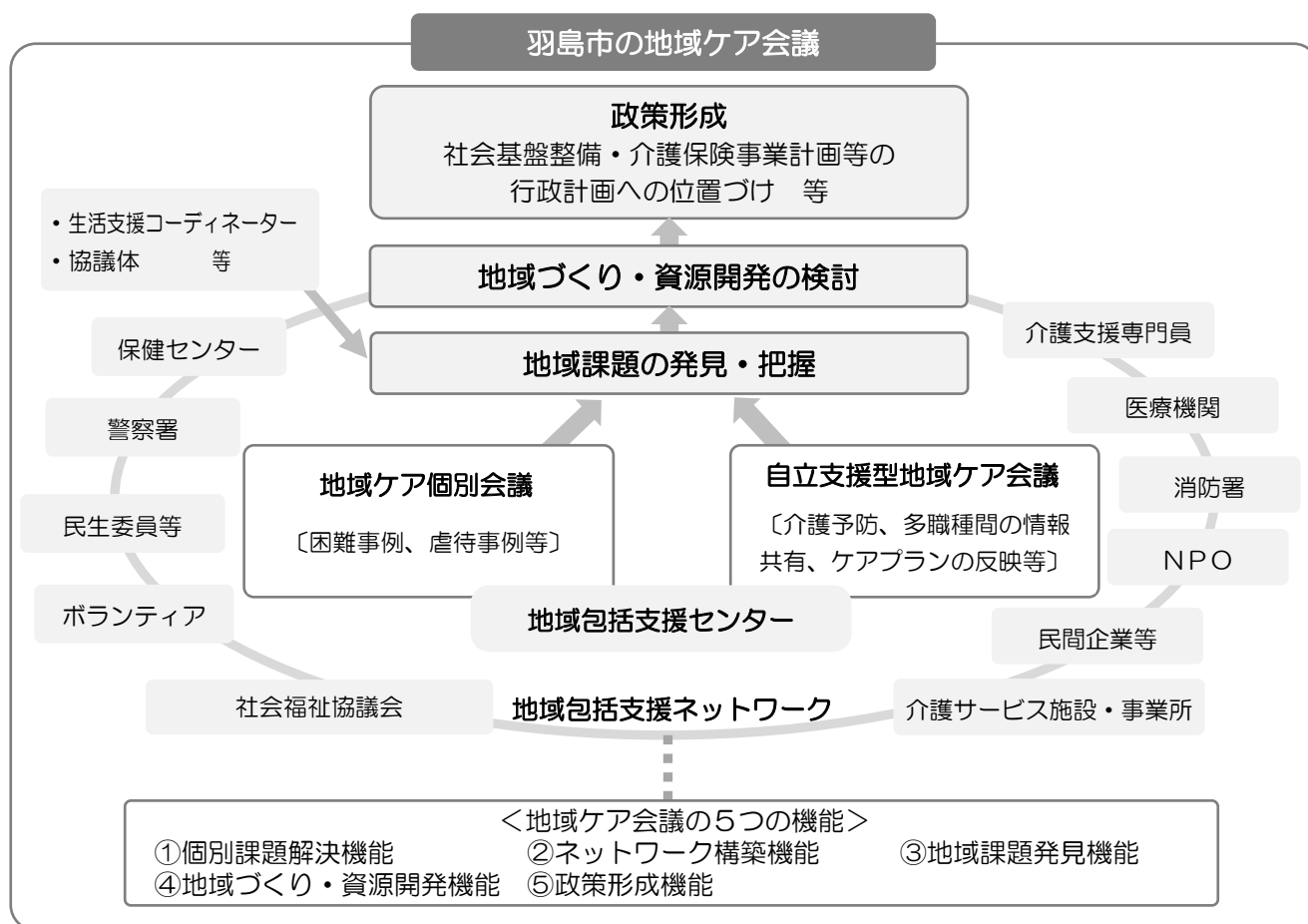
地域包括支援センターが、相談しやすいより身近な地域支援拠点となるよう、地域包括支援センターの様々な機能強化を図ります。

また、地域や関係機関との連携を強化するとともに、民生委員・児童委員など地域の高齢者の支援者への情報提供・交換を密に行うことで体制の強化を図ります。

(2) 地域ケア会議の充実

地域ケア会議の目的は、「地域で、尊厳のある、その人らしい生活の継続」のための支援の充実と、社会基盤の整備にあります。

そのため、個別ケースの支援内容を検討する地域ケア会議を通じて「介護支援専門員による自立支援に資するケアマネジメント」の支援や、「地域包括支援ネットワークの構築」、「地域課題の把握」につなげることが重要です。



(3) 高齢者の身近な居場所づくりと社会参加の促進

介護予防の取組の一環である「通いの場」は、社会福祉協議会の生活支援コーディネーターが支援し、地域住民が主体となって運営しています。

また、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯を対象とし、地域からの孤立、閉じこもり防止を目的に、市内の公民館や集会所など41箇所で「ふれあいサロン」を開催しており、「通いの場」とともに地域の身近な居場所となっています。

今後はこのような高齢者の居場所を増やしつつ、地域での高齢者の社会参加を促進することにより、高齢者が生きがい、心の豊かさを得ることができ、自身の健康維持につながることを目指します。

(4) 高齢者日常生活を支えるための移動手段の確保

本市では、コミュニティバスの停留所を生活関連施設に設置する等、日常生活がしやすい環境づくりを目指してきました。今後も、移動支援のニーズは高くなってくると予想されます。これらのニーズに対応するため、住民主体の地域助け合いの移動サービスや民間の活力等を生かし、庁内関係課とも連携して、外出しやすい環境づくりに努めていきます。



計画の基本的な考え方

1 基本理念

本市は将来像に「心安らぐ 幸せ実感都市 はしま」を掲げ、市民や地域、まち全体がいきいきと輝き、だれもが安心感に抱かれ幸せを感じることができるまちを目指しています。

この将来像の実現に向けて、高齢者福祉分野では、高齢者が持つ知識や経験が地域の中で生かされ、高齢者が生きがいを持って元気に暮らせるまちづくりを進めています。

本計画の基本理念については、これまでの高齢者福祉の取組との連続性、整合性から第8期羽島市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の「元気 わくわく みんなの笑顔 あふれるまち はしま」を引き継ぐものとします。

この基本理念に基づき、高齢期を迎えても、元気で、生きがいをもって暮らしていくための支援体制の整備を図り、いつまでも住み慣れた地域で暮らしていけるよう地域包括ケアシステムの深化・推進、さらには地域共生社会の理念のもと「全世代共生の羽島」の実現を目指します。

【 基 本 理 念 】

元気 わくわく みんなの笑顔 あふれるまち はしま

2 基本方針

(1) 地域共生社会の実現に向けた地域づくり

「地域包括ケアシステム」の深化・推進に向け、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるように、総合的な生活支援と医療・介護の連携を強化し、地域包括支援センターの機能向上や生活支援サービスの充実、重層的相談支援の整備を進めます。

また、認知症予防や早期発見・早期対応に向けた取組や、かかりつけの医師との連携や相談窓口の充実に努め、認知症高齢者とその家族への支援を充実します。

(2) 生きがいづくりと介護予防・重度化予防の推進

高齢者が健康で心豊かにいきいきと過ごすために、高齢期の特性を踏まえた健康づくり、生活習慣病の重症化予防、介護予防、フレイル対策の推進をします。

また、生きがいづくりを支援するとともに、社会参加の機会を拡充してコミュニティに積極的に参加しやすくし、地域における自立した日常生活が送れるよう支援します。

(3) 介護保険サービスの充実・継続

在宅サービスと施設・居住系サービスのニーズとバランスをとりながら充実を図るとともに、介護保険事業の効果的な運営や自立支援型ケアマネジメントの推進、重度化の予防に取り組みます。

また、適正な介護保険給付の実現や介護保険情報の充実とともに、介護人材の確保を支援し、介護サービスの質の向上を図ります。

さらに、災害や感染症の発生に平時から備えることで、災害時等に介護保険サービスが継続できるよう支援します。

(4) 高齢者の地域生活支援

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を継続できるよう、多様なニーズに対応したサービス等により、日常生活のきめ細やかな支援や見守り等を行います。また、ヤングケアラーを含む家族介護者支援体制を強化します。

さらに、支え合いの仕組みを推進し、地域のボランティアをはじめ、住民主体のサービスの担い手等の人材を発掘し、地域の活力を生かした体制づくりを推進します。

(5) 安心して暮らせるまちづくり

高齢者が安心して在宅生活を続けられるよう、日常生活の基盤となる住まいについての情報提供や高齢者にやさしいまちづくり、防犯・防災に配慮したまちづくりを推進します。

また、高齢者虐待防止の推進等により、高齢者個人の尊厳にふさわしい生活を営むことができる社会の形成を目指します。

3 計画の体系

[基本理念]

[基本方針]

[施策の方向性]





第5章 施策の展開

基本方針1 地域共生社会の実現に向けた地域づくり

(1) 在宅医療と介護の連携

医療と介護の両方が必要になった場合にも、高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、医療・介護サービスが受けられるよう関係者との連携を強化します。

【主な取組】

事業名	事業概要
在宅医療（歯科医療）と介護の連携強化	在宅医療（歯科医療）・介護サービスを効果的・効率的に提供するため定期的な会議の開催とともに、医療・介護関係者がより質の高い連携をとれるよう多職種研修会を開催します。また、連携ツールであるふれあい手帳を定期的に見直し、関係者へ活用を推進します。
在宅医療・介護サービス資源の把握及び普及啓発	介護の必要な高齢者が在宅で生活を継続するため、在宅医療・介護サービス事業者及びサービス提供内容を把握します。また、市民講演会などで情報提供することで普及啓発を行います。
在宅医療（歯科医療）・介護サービス関係者の相談窓口	介護の必要な患者の状態に応じた在宅医療を提供するため、医療機関等との連携及び調整や、多職種連携チームの編成・調整などを行う在宅医療サポートセンターにおいて、医療と介護の関係者等の相談に対応します。
在宅歯科医療の相談窓口	高齢者、要支援・要介護者等の歯科受診困難者が適切な歯科医療を地域で受けることができるように、在宅歯科医療連携室が在宅歯科医療の相談に対応します。
在宅医療・介護サービス提供体制の整備	医療関係者と介護サービス従事者間で要介護者の情報を共有し、24時間365日の在宅医療と介護が連携したサービスの提供体制を整備します。また、看取りや認知症の人への対応についても充実を図ります。
かかりつけ医・歯科医等の普及＜新規＞	高齢者にとってかかりつけとなる医師、歯科医師、薬剤師の必要性について、普及啓発を進めます。

(2) 認知症施策の推進

認知症の人が住み慣れた地域で安心して日常生活が送れるよう、認知症の予防・共生の考え方のもと、少しでも認知症の進行を遅らせ、認知症になった人との共生ができる地域を目指します。

また、認知症高齢者や介護者への支援も図ります。

【主な取組】

事業名	事業概要
認知症サポーターの養成	幅広い世代を対象に認知症サポーター養成講座等を開催することで、認知症を正しく理解し、認知症高齢者やその家族をあたたく見守る地域づくりを推進します。
認知症に関する普及啓発	出前講座、世界アルツハイマーデー（認知症の日）及びその月間等の機会を捉え、認知症に関する普及啓発を実施します。
本人発信支援	認知症カフェ等において、認知症の人本人が発信する機会を創出し、認知症の正しい理解、認知症の人の生活支援につなげます。
通いの場の拡充	運動不足の改善、生活習慣病予防、社会参加による社会的孤立の解消等が認知症予防に資する可能性があることから、高齢者が身近に通える「通いの場」の拡充を図ります。
認知症初期集中支援チームによる支援	市民病院に認知症初期集中支援チームを設置し、認知症が疑われる人、認知症の人とその家族に早期に関わり、相談や家族支援などを行い、適切な医療・介護につなげます。
認知症地域支援推進員の配置	地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、認知症高齢者やその家族等からの相談に応じ、住み慣れた地域での安心した暮らしを支援します。
認知症ケアパスの活用	認知症の症状に応じた相談窓口や医療・介護サービスなどを示した「羽島市おれんじケアパス」を配布します。
認知症高齢者の口腔機能管理	かかりつけ歯科医による高齢者の口腔機能の管理を通じて、認知症の疑いがある人を早期に発見し、かかりつけ医等と連携して対応するとともに、認知症の人の状況に応じた口腔機能の管理等を適切に行います。
チームオレンジの活動支援	地域で暮らす認知症の人や家族に対する生活面の早期からの支援のため、ステップアップ講座を開催し、認知症サポーター等を中心とした「チームオレンジ」の活動を支援します。
若年性認知症の人への支援	認知症高齢者とともに、若年性認知症の人に対する社会的な理解を促し、支援します。

指標	単位	実績		第9期計画		
		令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症サポーター数（累計）	人	3,288	3,340	3,390	3,440	3,490

(3) 地域ケア会議の実施

利用者の状況に合わせて適切な支援ができるよう、医療・介護・保健福祉の専門職や地域の関係者が連携し、地域課題の共有とケアマネジメントの向上を図ります。

また、地域資源の把握や地域づくりに取り組み、具体的な地域課題やニーズを必要な社会基盤の整備につなげます。

【主な取組】

事業名	事業概要
地域ケア個別会議・自立支援型地域ケア会議の開催	「地域ケア個別会議」においては、困難ケース等の個別ケースの検討を通じて、医療・介護などの多職種や地域の生活支援コーディネーター等が協働して介護支援専門員のケアマネジメント支援を実施します。 「自立支援型地域ケア会議」においては、要支援者等の自立支援・介護予防の視点から、高齢者の生活行為の課題等を明らかにし、多職種からの専門的な助言を得ることで、介護予防に資するケアマネジメントを展開する支援を実施します。
地域ケア推進会議の開催	地域ケア会議で明らかになった地域課題等について、多職種で検討を重ね、地域づくりや政策形成につなげていきます。

指標	単位	実績		第9期計画		
		令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域ケア会議の開催数	回	3	8	9	9	9

(4) 地域包括支援センターの機能強化とともに支え合う地域づくり

地域包括ケアシステムの推進に向けて、地域の高齢者ニーズに対応できるよう、2か所体制となった地域包括支援センターを中心に、医療機関や認知症サポーター等関係機関、地域と連携を図り、総合的な支援体制の強化を進めます。

【主な取組】

事業名	事業概要
地域包括支援センターの機能強化	地域包括支援センターを南部地域に増設し、2か所体制とすることで相談・支援体制を強化しました。2か所体制の状況を検証し、中長期的な視点から3か所体制を検討します。
地域包括支援センターの評価・運営	地域包括支援センターは、自ら実施する事業の評価に努めます。また、市は地域包括支援センター運営協議会と連携して定期的な評価を行い、適切、公正かつ中立な運営を確保します。
地域資源の開発・養成	生活支援コーディネーターや協議体等の支援による地域に不足するサービスの創出を目指します。
関係団体のネットワークの整備	地域のサービス提供主体の連携による生活支援サービスの効果的・効率的な提供を目指し、生活支援サービス推進協議会等によるネットワークの整備に努めます。
重層的支援体制の整備<新規>	高齢者以外にも障がい者、子ども、生活困窮者やこれらが複合したケース等に対応するため、各分野の関係者と連携促進を図ります。

基本方針２ 生きがいきづくりと介護予防・重度化予防の推進

(１) 高齢者の生きがいきづくり支援

高齢者がいつまでも健康で充実した生活を送り、自らの経験と知識を生かした積極的な社会参加や、新たなことへのチャレンジ、他者との交流など、活動の場や機会の提供に努め、高齢者の生きがいきづくりを進めます。

【主な取組】

事業名	事業概要
高齢者の社会参加の促進	自分の能力を活かし、有償ボランティアやサービス提供者として地域社会に参加することは、生きがいや介護予防にもつながります。そのため、高齢者に対しサービスの提供主体として参加するよう各種団体を通じて呼びかけるなど、高齢者が社会参加しやすい環境を整備します。
生きがいきづくりの課題や資源の把握とマッチング	生活支援コーディネーターや協議体等により、地域における課題や資源を把握し、支援の担い手となる高齢者等を養成するとともに活動の場の確保に努めます。
シルバー人材センターへの支援	シルバー人材センターへの補助を行うことで、高齢者の就労支援、社会参加の促進を図ります。
老人クラブへの支援	老人クラブの活動を支援することで、高齢者の生きがいきづくり、健康づくり、社会活動を通じた地域貢献を促します。
講座・サークル活動の促進	高齢者の健康や余暇を充実するための講座・サークルについて、情報提供することで、健康づくりや仲間づくりの機会を創出します。
出前講座	老人クラブやふれあいサロンなど、高齢者が集まる場を活用し、市の取組を紹介するとともに、安全安心な暮らしや高齢者の学びにつなげます。

(2) 高齢者の介護予防・重度化予防の推進

健康状態の定期的な各種健診を推進し、その結果に基づく生活習慣の改善を促します。高齢者の健康増進のための取組を支援し、健康寿命の延伸を図ります。

いつまでも自立した生活を送れるよう、介護予防や日常生活支援を一層促進し介護予防事業の充実を図るとともに、住民主体の通いの場づくりや地域の支え合いの体制づくりを進めていきます。

【主な取組】

事業名	事業概要
介護予防・生活支援サービス事業	従来の介護予防相当サービス及び通所型サービスC型を継続するとともに、本市独自の緩和した基準によるサービスを実施します。また、各種多様な実施主体によるサービス実施について検討し、必要なサービスの提供を支援します。
一般介護予防事業	専門職が関与しながら、健康づくり・介護予防に関する正しい知識や方法を普及啓発し、高齢者の主体的な取組を支援します。
はつらつ元気教室	フレイル予防につながる口腔機能の維持、低栄養予防、心身の機能の維持に関する教室を実施します。
シニアカレッジ	医師、歯科医師、管理栄養士、歯科衛生士、保健師等の専門職が、健康づくり・介護予防に関する講義を実施します。
健幸トリップ羽島	屋外で季節を感じながら、ノルディックウォーキングを体験する教室を実施します。
おたっしや教室	各コミュニティセンターにて、介護予防体操、音楽健康指導士による音楽健康教室を実施します。
いきいき体操教室	市内4か所で、心身の健康維持のための軽体操を実施します。
脳の健康教室	簡単な読み書き、計算のテキストを使用した認知症予防の教室を実施します。
教養講座	介護予防につながる教養講座を実施します。
出前講座	老人クラブやふれあいサロン等にて、健康づくり・介護予防に関する出前講座を実施します。
通いの場の支援	住民主体の「通いの場」の拡充を図るとともに、保健師、歯科衛生士、理学療法士等の専門職が関与し「通いの場」の充実を図り、介護・認知症予防につなげます。
リハビリテーションサービス提供体制の確保	県と連携しながら、生活の質の向上を目指したりハビリテーションサービスを計画的に提供できる体制を構築するよう努めます。
高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	介護・医療・健診情報等の活用を含め庁内関係課と連携して実施を推進します。

事業名	事業概要
保険者機能強化推進 交付金等の活用	県の支援や助言を踏まえ、保険者機能強化推進交付金等の評価結果を活用し、高齢者の自立支援及び重度化予防に取り組めます。
歯と口腔の健康づくり	オーラルフレイルの概念や予防方法の普及啓発に努めます。また、在宅療養患者等の歯・口腔の機能維持・向上のためにも、訪問歯科健診等による口腔の健康管理ができる体制の構築を推進していきます。

指標	単位	実績		第9期計画		
		令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防普及啓発事業による 延べ啓発人数	人	13,506	13,800	13,900	14,000	14,100
訪問リハビリテーションの利用率	%	0.82	0.89	0.9	1.0	1.1
通所リハビリテーションの利用率	%	5.73	5.69	5.8	5.9	6.0

基本方針３ 介護保険サービスの充実・継続

(１) 在宅サービスの充実

高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らすために、要介護等状態に応じた必要なサービスを受けられるように、在宅サービスの提供を行います。

【主な取組】

事業名	事業概要
訪問介護	訪問介護員（ホームヘルパー）が家庭を訪問し、入浴、排せつ、食事の介助や調理、洗濯、掃除などの日常生活の支援を行うサービスを利用者に提供します。
訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護	在宅の要支援・要介護者宅を訪問し、浴槽搭載の入浴車等から家庭内に浴槽を持ち込んで入浴の介助を行うサービスを利用者に提供します。
訪問看護・介護予防訪問看護	主治医の判断に基づき、看護師や保健師が家庭を訪問して、在宅療養上の看護や必要な診療の補助、家族などへの指導、助言を行うサービスを利用者に提供します。
訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション	主治医の判断に基づき、理学療法士や作業療法士などが家庭を訪問して、日常生活上の自立援助のために必要な機能訓練を行うサービスを利用者に提供します。
居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	医師・歯科医師・薬剤師などが家庭を訪問して、在宅療養に関する相談や指導を行うサービスを利用者に提供します。
通所介護	事業所に通い、入浴、食事などの介助、相談・助言、日常生活の支援や機能訓練を受けるサービスを利用者に提供します。
通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション	事業所に通い、心身機能の維持回復と日常生活の自立援助のために必要なリハビリテーションを受けるサービスを利用者に提供します。
短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護	特別養護老人ホームなどに短期間入所（ショートステイ）し、入浴、排せつ、食事などの介助、その他の日常生活上の支援を受けるサービスを利用者に提供します。
短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護	老人保健施設等に短期間入所（ショートステイ）し、医学的管理のもとで、介護、機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活の支援を受けるサービスを利用者に提供します。
特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホームなどに入居し、特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事などの介助、その他の日常生活上の支援、機能訓練、療養上の支援を受けるサービスを利用者に提供します。
福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与	車いす、特殊寝台などの日常生活の自立を助ける用具や福祉機器のレンタルができるサービスを利用者に提供します。
特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売	福祉用具のうち、貸与になじまない入浴や排せつのための用具等の購入費を支給します。

事業名	事業概要
住宅改修・介護予防 住宅改修	移動、排せつなどにかかる身体的負担を軽減するため、段差の解消や手すりの取付けなどの住宅改修に必要な費用を支給し、在宅生活を支援します。
居宅介護支援・介護 予防支援	在宅の要支援・要介護者についてのケアマネジメントです。利用するサービスの種類や内容などの計画を作成するとともに、サービス提供確保のための連絡調整を行うものです。ケアマネジメントは、要介護者については居宅介護支援事業所の介護支援専門員（ケアマネジャー）が行い、要支援者には地域包括支援センターの職員等が行います。居宅介護支援事業所や地域包括支援センターによる適切な支援体制づくりを推進します。

（２）施設サービスの充実

可能な限り在宅での介護保険サービスの利用を推進する中で、在宅での生活が困難な人に対して、必要な施設サービスの提供を行います。

【主な取組】

事業名	事業概要
介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）	入院治療の必要がなく、自宅で生活を継続するのが困難な、原則、要介護３以上の要介護者が、施設サービス計画に基づき、入浴や排せつ、食事、相談など日常生活上の支援を受ける施設サービスを利用者に提供します。
介護老人保健施設	病状が安定している要介護者が、施設サービス計画に基づき、在宅復帰を目指し看護・介護サービスを中心とした医療ケア、機能訓練などを受ける施設サービスを利用者に提供します。
介護医療院※	長期的な医療と日常的な介護を必要とする高齢者を対象とし、「日常的な医学管理」や「看取りやターミナルケア」等の医療機能と「生活施設」としての機能を兼ね備えた施設サービスを提供します。

※令和６年３月現在、市内に施設はなく、市外での利用又は市内での施設整備があった場合の記載です。

(3) 地域密着型サービスの充実

認知症の高齢者等が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、受け皿としての地域密着型サービスを行います。

【主な取組】

事業名	事業概要
地域密着型通所介護	利用定員 18 人以下の小規模のデイサービスの事業所に通い、入浴、食事などの介助、相談・助言、日常生活の支援や機能訓練を受けるサービスを利用者に提供します。
認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護	認知症の要支援・要介護者がデイサービスの事業所などに通い、入浴、食事の提供、相談・助言など、日常生活の支援や機能訓練などを受けるサービスを利用者に提供します。
小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護	「通い」を中心として、要支援・要介護者の容態や希望に応じて「訪問」や「泊まり」を組み合わせるサービスを利用者に提供します。
認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護	認知症の要支援・要介護者が、共同生活を営む住居（グループホーム）で、入浴、排せつ、食事などの介助、その他の日常生活上の支援及び機能訓練を受けるサービスを利用者に提供します。
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と通報システムによる随時の対応を行うサービスを利用者に提供します。
看護小規模多機能型居宅介護※	小規模多機能型居宅介護と訪問看護など、複数の在宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせるサービスです。
夜間対応型訪問介護※	夜間の定期的な巡回訪問介護と通報による随時対応の訪問介護を組み合わせるサービスです。
地域密着型特定施設入居者生活介護※	利用定員が 29 人以下の小規模な特定施設に入居している要介護者が、入浴、排せつ、食事の介助、その他の日常生活上の支援、機能訓練、療養上の支援を受けるサービスです。
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護※	利用定員が 29 人以下の小規模な介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に入所している要介護者が、入浴や排せつ、食事の介助、その他日常生活上の支援、機能訓練などを受ける施設サービスです。

※令和 6 年 3 月現在、市内に施設はなく、市外での利用又は市内での施設整備があった場合の記載です。

(4) 介護保険制度の適正利用と公正な運営

介護保険事業を円滑に運営するため、制度の持続可能性を確保するとともに、制度の周知と啓発に努めながら、適切なサービスの提供及び更なる質の向上を図り、介護が必要な人が安心して利用できる環境の整備に努めます。

【主な取組】

事業名	事業概要
介護保険サービスの基盤整備	介護保険サービスの必要見込み量のサービスを供給できるよう、介護保険サービスの提供基盤の整備を行います。
介護認定の適正化	要介護認定の平準化・適正化を図るため、介護認定調査員の情報共有・意見交換をするとともに、認定審査会において、適正な審査委員を選任します。
介護サービス相談員派遣等事業	介護サービス相談員が定期的に介護サービス提供事業所を訪問し、利用者との面談による結果を事業所へフィードバックすることで、介護サービスの質の向上を図ります。
第三者行為の周知及び発見のための取組	交通事故等、第三者の行為が原因で介護サービスを受ける場合、自己負担分以外は介護保険ではなく相手方の損害保険に請求することになっています。この制度の周知及び当該事例の発見の取組を強化することで、適正かつ公正な介護保険制度の運営を目指します。
サービス事業者の質の向上	サービス事業者に対し、相互の情報交換や研修等を支援することにより、サービスの質的向上を図るとともに、質の高い介護サービスを安定的に提供していくために、介護人材の育成や確保ができる取組に努めます。
介護人材の確保	介護人材の確保を通じて地域包括ケアシステムを支えるため、ボランティアポイントや有償ボランティア等の制度について、先進事例を研究します。
介護人材の資質の向上	介護の現場で生涯働き続けることができるようなキャリアパスの支援に努めます。また、国や県と連携し、介護サービス従事者に対する相談体制の構築に努めます。
介護離職防止の取組の推進	介護離職防止の観点から国や県の関係機関及び庁内関係課と連携した職場環境の改善に関する普及啓発を行います。
県との連携による先進事例の周知・啓発	県と連携し、業務効率化や介護人材がやりがいをもって働き続けられる環境づくりに取り組む事業所の周知に努めます。
業務の効率化の取組の推進	申請様式・添付書類や手続きの簡素化、様式例の活用による標準化及び ICT 等の活用により、介護事業者及び自治体の業務効率化を進めます。
働きやすい職場づくりに向けた取組の推進<新規>	事業所に対し、運営指導等においてハラスメント対策の方針や相談体制等を確認しつつ、就業規則において働きやすい体制が確立されているか確認します。

(5) 災害・感染症への備え

災害や感染症等に備え、高齢者が安心できる環境の整備を進めます。また、高齢者やサービス事業者等に対して、感染症対策に関する正しい知識の普及啓発を行います。

【主な取組】

事業名	事業概要
災害に対する備えの確認	介護事業所等と連携し、避難訓練の実施や防災啓発活動、介護事業所等におけるリスクや、食料、飲料水、生活必需品、燃料、その他の物資の備蓄・調達状況等について、介護事業所等が策定する災害に関する計画を確認し、災害の発生に備えます。
介護サービス事業所の業務継続計画策定の推進	感染症や大規模災害発生時の代替サービスの確保に向けた連携体制の構築や介護サービス事業所等の職員が感染症等に対する理解や知見を有して業務に当たることができる取組を推進します。また、介護サービス事業所等において、業務継続計画（BCP）に基づく必要な研修や訓練の実施を推進します。

基本方針4 高齢者の地域生活支援

(1) 高齢者の地域生活支援

高齢者の住み慣れた地域での生活を支えることができるよう、各種担い手や人材の活用、その発掘を行います。

【主な取組】

事業名	事業概要
友愛訪問	毎月1回、ひとり暮らし高齢者、寝たきり高齢者、認知症高齢者世帯等の自宅を民生委員が訪問し、動静の確認、励まし、相談などを行います。
ふれあいサロン	地域の閉じこもりがちなひとり暮らし高齢者などが、気軽に歩いていける公民館や集会場などに集まり、顔なじみの人たちとおしゃべりやレクリエーションを通してふれあうことにより、社会的孤立感の解消や介護予防を図ります。
ふれあい訪問活動	社会福祉協議会各支部の社会福祉委員等が毎月1回程度、ひとり暮らし高齢者等を対象に訪問活動を行います。
ボランティアの育成	地域の課題やニーズに対応できるボランティアを育成します。また、高齢者がボランティアとなり活動することによって自身の介護予防につながるため、高齢者ボランティアを積極的に育成します。
	社会福祉協議会にボランティアセンターを設置し、ボランティアが活動しやすい環境を整えるために、活動に関する相談・調整やあっせん、研修会の開催、活動費の補助等を行います。
	日常生活上の支援が必要な高齢者が地域で安心して在宅生活を継続できるよう、ボランティア、NPO、協同組合等の多様な生活支援サービスの充実に取り組んでいきます。

指標	単位	実績		第9期計画		
		令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
友愛訪問の訪問世帯数	世帯	760	783	802	822	842
ふれあいサロンの実施箇所数	箇所	43	41	42	42	42

(2) 介護者支援体制の強化

家族介護者の身体的・精神的・経済的な負担を軽減するための支援に取り組めます。

【主な取組】

事業名	事業概要
家族介護者のつどい <新規>	家族介護者同士が情報交換や交流を通じて、介護の工夫や悩みを共有し、介護による負担が軽減されるよう、セミナーや交流会などを開催します。
家族介護者支援	ヤングケアラーを含む家族介護者の支援のために、地域包括支援センターにおいて相談体制の充実を図るとともに、庁内関係課と会議等で定期的に情報共有をし、連携して支援に取り組めます。また、仕事と介護の両立支援を推進します。

(3) 生活支援サービスの充実・強化

高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、身近な生活における各種サービスの提供を行います。

【主な取組】

事業名	事業概要
配食サービス	ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯で調理困難な人を対象に、安否確認と栄養補給を目的として希望する日に配食します。
軽度生活援助事業	ひとり暮らし高齢者等の自立した生活の維持と、要介護状態への進行を防止するため、日常生活上の軽易な家事等の援助を行います。
緊急通報システム設置事業	ひとり暮らし高齢者の急病、事故等の緊急事態に対応するため、必要と認められる人を対象に緊急通報システムを設置し、日常生活の不安の軽減や円滑な救助及び援助を行います。
寝具洗濯乾燥事業	ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯で、疾病等の理由により寝具の衛生管理が困難な人を対象に、ふとんの丸洗い及び消毒乾燥を行います。
介護用品助成事業	在宅の重度要介護認定者等で常時紙おむつを使用している人を対象に、介護用品を購入するための助成券を支給します。
見守りSOS事業	65歳以上の高齢者で認知症と診断された人やその疑いがある人、徘徊のおそれがある人を対象に身元確認が容易となる見守りシールを配布します。

認知症高齢者等あんしん補償事業	認知症高齢者等及びその家族が地域で安心して生活することができるよう、日常生活に起因する偶然の事故等による損害賠償金を補償する保険に市が加入します。
老人福祉センター羽島温泉	高齢者が健康で明るい生活を営めるように入浴施設により健康増進を図り、生きがいのある憩いの場を提供します。
養護老人ホーム	65 歳以上の高齢者等で環境上の理由及び経済的な理由により、在宅において養護を受けることが困難な人を養護するための老人福祉施設です。措置が必要な高齢者を入所させることで高齢者の福祉の増進を図ります。また、居住に困難を抱える高齢者の契約入所について、柔軟に対応し、高齢者の居住の確保を図ります。
移動支援の検討<新規>	地域や民間事業者の活用を含め、庁内関係課と連携し、高齢者の移動支援を検討します。

指標	単位	実績		第9期計画		
		令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
配食サービスの利用人数	人	214	230	245	260	275
軽度生活援助事業の利用人数	人	74	75	75	76	76
軽度生活援助事業の延べ利用回数	回	2,363	2,374	2,385	2,396	2,417
緊急通報システムの設置数	件	68	69	70	71	71
緊急通報システムの新規利用人数	人	5	5	5	5	5
寝具洗濯乾燥事業の利用人数	人	67	59	59	59	59
介護用品助成事業の利用人数	人	227	228	228	229	229
見守りSOS事業の利用人数	人	28	29	30	31	33
老人福祉センター羽島温泉の延べ利用人数	人	102,760	109,131	110,533	111,929	113,282
養護老人ホームの利用人数	人	12	12	12	12	13

基本方針５ 安心して暮らせるまちづくり

（１）高齢者の住まいの安定的な確保

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるようにするため、高齢者の身体の状態や価値観、希望等に合わせた住まいの選択の支援や、安心して生活ができる住まいづくりに努めます。

【主な取組】

事業名	事業概要
高齢者いきいき住宅改善事業	高齢者に対し、自立した生活の促進や介護者の負担軽減を図るために、住宅改修に要する費用の一部助成を行います。
有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の状況把握	特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総数を把握することで、将来必要な介護サービス基盤の整備量の見込みに努めます。

指標	単位	実績		第９期計画		
		令和４年度	令和５年度 (見込み)	令和６年度	令和７年度	令和８年度
高齢者いきいき住宅改善助成事業の利用人数	人	16	14	15	15	15

指標	設置数	入居定員数
特定施設入所者生活介護の指定を受けていない（住宅型）有料老人ホーム	12施設	321人
サービス付き高齢者向け住宅	4施設	93人

(2) バリアフリー化の促進

公共施設や歩行空間等のバリアフリー化を進め、高齢者が安心して暮らせるまちづくりを進めます。

【主な取組】

事業名	事業概要
公共施設のバリアフリー化	市内に存在する公共施設におけるバリアフリー化を進めていきます。
心のバリアフリーの啓発	「困っている人がいたら声をかけて助ける」意識を高めるため、心のバリアフリーに向けた啓発を行います。

(3) 防犯・防災体制の強化

町内会や老人クラブ等の各種主体による地域の高齢者の見守り体制の構築・強化により、高齢者が安心して暮らせるまちづくりを行います。

【主な取組】

事業名	事業概要
防災教育・防災訓練	防災に関する知識や災害時における対応方法などを、教育や訓練により周知します。
避難行動要支援者の把握と支援体制の確立	災害時において、支援が必要となる高齢者を地域の中で適切に把握し、支援できる体制を関係団体と構築します。
防犯教育	高齢者自身が犯罪被害から身を守るよう、防犯についての教育・情報提供を行っていきます。
防犯のための見守り	高齢者をねらった「振り込め詐欺」や「悪質商法」、「ひったくり」など、手口が巧妙・悪質化している中、地域における防犯体制の強化を図ります。

(4) 相談体制・情報提供体制の充実

市役所市民総合相談室や地域包括支援センターにおいて総合的な相談に応じるとともに、市各担当窓口、関係機関、民生委員・児童委員、地域の団体とも連携しながら、身近な地域において気軽に相談できる体制の充実を図ります。また、高齢者にとって必要な情報を、広報紙やガイドブックによる啓発を通じて提供します。

【主な取組】

事業名	事業概要
相談支援体制の充実	市役所市民総合相談室、地域包括支援センター、在宅医療サポートセンター、在宅歯科医療連携室、在宅介護支援センターでの相談体制を充実させていきます。
情報提供	広報等による情報発信や民生委員・児童委員、社会福祉委員、ケアマネジャー等と連携して、保健・福祉・医療など、高齢者の生活や介護に必要な情報を提供していきます。

(5) 高齢者の権利擁護

認知症による判断能力の低下や虐待など、日常生活において支援が必要な高齢者に対して、住み慣れた地域で尊厳ある生活をするために、高齢者虐待の予防や早期発見・早期対応、成年後見制度の利用支援等、継続的に高齢者の権利擁護に取り組めます。

【主な取組】

事業名	事業概要
権利擁護事業	地域包括支援センターでは、判断能力が十分でない高齢者に対する成年後見制度の利用支援や、虐待を受けている高齢者などに対する老人福祉施設等への措置入所の要請など、高齢者の権利擁護に向けた取組を行います。
成年後見支援センター	判断能力が不十分な人の生命、身体、財産等の権利を擁護するため、成年後見支援センター（中核機関）における相談体制を充実し、成年後見制度の利用を促進します。
日常生活自立支援事業	社会福祉協議会が行う判断能力が低下した人に対する、福祉サービスの利用手続きの援助や代行、利用料の支払い等のサービス利用支援、それに付随した金銭管理の事業を支援します。
エンディングノートの活用	生い立ちや家族への感謝、終末期・他界後の希望を伝えるためのエンディングノートの活用により、本人の自己決定を支援します。
高齢者虐待防止対策の推進＜新規＞	高齢者虐待の対応窓口や虐待防止に関する制度等について周知することで、市民や高齢者虐待を発見しやすい立場にある介護事業所等への理解を進めていくとともに、虐待の早期発見や高齢者の保護を速やかに実施するために、地域包括支援センターや県、警察等関係機関と連携を図っていきます。

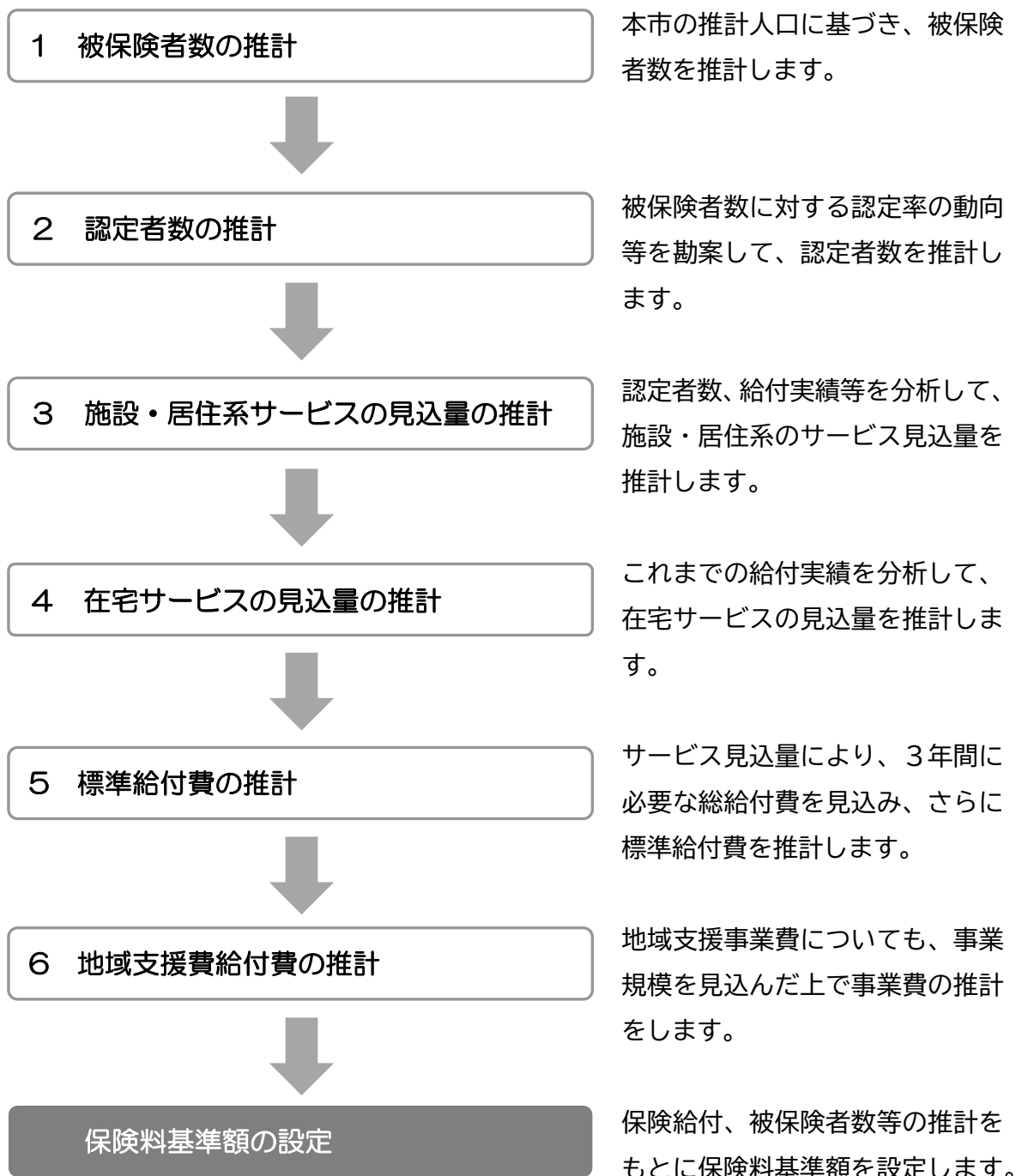
指標	単位	実績		第9期計画		
		令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見支援センターの相談件数	件	56	58	60	62	64



介護保険サービスの見込み

1 介護保険事業の目標数値の推計手順

介護保険料の基準額を設定するため、以下の手順に沿って介護給付・予防給付のサービス見込量や地域支援事業の事業規模の推計を行います。



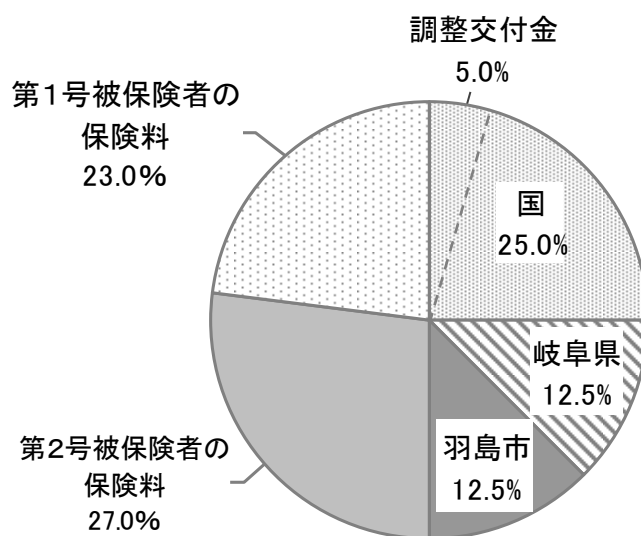
2 介護保険給付等にかかる費用の財源構成

介護保険事業に必要な法定サービスにかかる給付費は、サービス利用時の利用者負担を除き、50%が保険料、50%が公費で賄われます。

介護保険給付費における財源構成の保険料については、第1号被保険者の介護保険料で負担する割合（第1号被保険者負担割合）は23%、第2号被保険者は27%となります。

また、調整交付金は、高齢者の人口構成と所得の状況に応じて交付割合が決まります。交付割合が5%を下回った場合は、不足分を第1号被保険者が負担します。

【保険給付費の財源構成】



※介護老人福祉施設等の施設にかかる費用の負担割合については、国が20%、県が17.5%となります。

※地域支援事業の包括的支援事業及び任意事業にかかる費用の負担割合については、国が38.5%、県が19.25%、市が19.25%（第2号被保険者の費用負担なし）となります。

3 サービス対象者数の推計

(1) 被保険者数

第1号被保険者数等の推計※

単位：人

区 分	第9期計画期間			令和12 (2030) 年度	令和22 (2040) 年度
	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度		
総人口	66,585	66,232	65,855	64,113	58,603
第1号被保険者	18,904	18,944	18,966	19,331	20,735
65～74 歳	8,196	7,885	7,701	7,788	9,839
75 歳以上	10,708	11,059	11,265	11,543	10,896
第2号被保険者 (40～64 歳)	23,174	23,159	23,139	22,342	18,477
高齢化率	28.4%	28.6%	28.8%	30.2%	35.4%

資料：厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システム

※サービス対象者の推計は、住民基本台帳人口を基に推計します。国勢調査を基に推計した「第2章
(1) 人口・世帯の状況 ①年齢3区分別人口の推移」(P7)とは差異が生じます。

(2) 要介護・要支援認定者数

認定者数の推計（第1号被保険者のみ）

単位：人

区 分	第9期計画期間			令和12 (2030) 年度	令和22 (2040) 年度
	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度		
第1号被保険者	3,358	3,464	3,535	3,898	4,147
要支援1	192	199	202	216	211
要支援2	453	463	470	511	512
要介護1	610	627	640	699	727
要介護2	764	789	805	885	943
要介護3	612	635	650	728	806
要介護4	457	473	485	544	600
要介護5	270	278	283	315	348
認定率	17.8%	18.3%	18.6%	20.2%	20.0%

資料：厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システム

(3) 施設・居住系サービス利用者数

施設サービス利用者数・利用率

区 分	第9期計画期間			令和12 (2030) 年度	令和22 (2040) 年度
	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度		
施設サービス利用者数（総数）（人）	417	417	417	508	553
介護老人福祉施設	300	300	300	366	399
介護老人保健施設	104	104	104	126	137
介護医療院	13	13	13	16	17
うち、要介護4・5の人数（人）	239	239	239	295	321
うち、要介護4・5の割合	57.3%	57.3%	57.3%	58.1%	58.0%
施設サービス利用率※	15.4%	14.9%	14.6%	16.0%	16.2%

※施設サービス利用率＝施設サービス利用者数÷要介護1～5認定者数×100

資料：厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システム

居住系サービス利用者数・利用率

区 分	第9期計画期間			令和12 (2030) 年度	令和22 (2040) 年度
	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度		
要支援者（人）	2	2	2	2	2
特定施設入居者生活介護	2	2	2	2	2
認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0
要介護者（人）	181	189	192	214	230
特定施設入居者生活介護	23	25	25	29	30
認知症対応型共同生活介護	158	164	167	185	200
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0	0
居住系サービス利用率【要支援】※	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%
居住系サービス利用率【要介護】※	6.7%	6.7%	6.7%	6.7%	6.7%

※居住系サービス利用率＝居住系サービス利用者数÷認定者数×100

資料：厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システム

4 介護保険給付費等の推計

(1) サービス別給付費の見込み

サービス別給付費の見込額は、国の地域包括ケア「見える化」システムの将来推計機能を使用し、算出します。

【介護給付費】

単位：千円

		第9期計画期間			令和12 (2030) 年度	令和22 (2040) 年度
		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度		
(1) 居宅サービス						
訪問介護	798,613	833,551	857,958	917,856	1,002,328	
訪問入浴介護	25,870	26,476	27,320	29,352	32,967	
訪問看護	185,843	194,072	199,558	214,274	232,918	
訪問リハビリテーション	12,124	12,326	12,736	14,917	15,798	
居宅療養管理指導	74,319	77,548	79,824	85,592	93,176	
通所介護	840,017	873,597	895,809	971,279	1,041,261	
通所リハビリテーション	112,285	118,451	122,081	131,036	141,911	
短期入所生活介護	298,104	309,612	321,835	342,784	376,968	
短期入所療養介護（老健）	6,506	7,107	7,107	7,699	8,291	
短期入所療養介護（病院等）	2,741	2,744	2,744	2,744	4,116	
短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0	0	0	
福祉用具貸与	203,586	212,139	217,937	234,420	254,571	
特定福祉用具購入費	4,141	4,141	4,398	5,071	5,574	
住宅改修費	17,326	17,326	18,092	19,315	20,808	
特定施設入居者生活介護	59,450	64,815	64,815	75,219	77,927	
(2) 地域密着型サービス						
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	73,785	79,393	79,393	85,656	94,316	
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	
地域密着型通所介護	187,627	193,552	198,726	215,967	231,493	
認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	
小規模多機能型居宅介護	195,992	202,322	210,599	225,659	248,938	
認知症対応型共同生活介護	504,574	524,596	534,070	591,720	639,470	
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0	0	
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	
(3) 施設サービス						
介護老人福祉施設	926,393	927,565	927,565	1,132,225	1,234,403	
介護老人保健施設	352,629	353,075	353,075	428,221	466,008	
介護医療院	57,291	57,363	57,363	70,314	74,942	
(4) 居宅介護支援	317,758	329,943	338,573	366,547	393,156	
合 計	5,256,974	5,421,714	5,531,578	6,167,867	6,691,340	

【予防給付費】

単位：千円

	第9期計画期間			令和12 (2030) 年度	令和22 (2040) 年度
	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度		
(1) 介護予防サービス					
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	9,442	9,454	9,805	10,704	10,704
介護予防訪問リハビリテーション	1,139	1,140	1,140	1,140	1,140
介護予防居宅療養管理指導	1,440	1,442	1,562	1,562	1,562
介護予防通所リハビリテーション	19,391	19,924	20,433	22,234	21,959
介護予防短期入所生活介護	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（老健）	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	17,651	18,098	18,396	19,885	19,811
特定介護予防福祉用具購入費	921	921	921	921	921
介護予防住宅改修	5,853	7,024	7,024	7,024	7,024
介護予防特定施設入居者生活介護	1,450	1,452	1,452	1,452	1,452
(2) 地域密着型介護予防サービス					
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	1,789	1,792	1,792	1,792	1,792
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0
(3) 介護予防支援	14,881	15,283	15,556	16,810	16,700
合 計	73,957	76,530	78,081	83,524	83,065

【総給付費】

単位：千円

	合計	第9期計画期間			令和12 (2030) 年度	令和22 (2040) 年度
		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度		
総給付費	16,438,834	5,330,931	5,498,244	5,609,659	6,251,391	6,774,405
介護給付費	16,210,266	5,256,974	5,421,714	5,531,578	6,167,867	6,691,340
予防給付費	228,568	73,957	76,530	78,081	83,524	83,065

(2) 標準給付費の見込み

総給付費に、特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、算定対象審査支払手数料を加えた標準給付費の見込額は、国の地域包括ケア「見える化」システムの将来推計機能を使用し、算出します。

単位：円

	合計	第9期計画期間			令和12 (2030) 年度	令和22 (2040) 年度
		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度		
標準給付費	17,447,282,908	5,657,826,542	5,835,640,054	5,953,816,312	6,624,288,595	7,169,160,515
総給付費	16,438,834,000	5,330,931,000	5,498,244,000	5,609,659,000	6,251,391,000	6,774,405,000
特定入所者介護サービス費等給付額	534,409,676	173,229,859	178,798,392	182,381,425	197,557,004	209,137,074
高額介護サービス費等給付額	395,286,755	128,116,139	132,260,094	134,910,522	145,791,689	154,337,466
高額医療合算介護サービス費等給付額	60,530,449	19,637,828	20,243,476	20,649,145	22,711,774	24,043,055
算定対象審査支払手数料	18,222,028	5,911,716	6,094,092	6,216,220	6,837,128	7,237,920

(3) 地域支援事業費の見込み

地域支援事業は、高齢者が地域において自立した生活を営むことができるよう支援することを目的とし、介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業で構成されます。見込額は、国の地域包括ケア「見える化」システムの将来推計機能を使用し、算出します。

単位：円

	合計	第9期計画期間			令和12 (2030) 年度	令和22 (2040) 年度
		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度		
地域支援事業費	592,368,080	194,713,246	197,897,173	199,757,661	193,623,419	195,622,621
介護予防・日常生活支援総合事業費	278,861,852	90,398,786	93,361,989	95,101,077	87,175,090	82,077,281
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費	287,186,316	95,556,907	95,759,101	95,870,308	97,715,329	104,812,340
包括的支援事業（社会保障充実分）	26,319,912	8,757,553	8,776,083	8,786,276	8,733,000	8,733,000

5 第1号被保険者の保険料

(1) 第1号被保険者保険料基準額の算出方法

第1号被保険者の保険料基準額（月額）は、次の手順で算出します。

① 第1号被保険者負担分相当額の算出

第9期（令和6年度～令和8年度）の標準給付費見込み額及び地域支援事業費に、第1号被保険者負担分として定められた率（23％）を乗じて、第1号被保険者負担分相当額を算出します。

$$\begin{array}{l} \text{令和6年度～令和8年度の} \\ \text{標準給付費見込み額及び地} \\ \text{域支援事業費} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{第1号被保険者負担} \\ \text{分として定められた} \\ \text{率（23％）} \end{array} = \text{第1号被保険者負担分相当額}$$



② 保険料収納必要額の算出

第1号被保険者負担分相当額に、国の補助金相当額（調整交付金相当額）・財政安定化基金償還金を加算し、県の基金（財政安定化基金）及び市の基金（準備基金）の取崩額、特別給付費、国の補助金（調整交付金）の見込額を減算して算出します。

$$\begin{array}{l} \text{第1号被保険者} \\ \text{負担分相当額} \end{array} + \begin{array}{l} \text{調整交付金} \\ \text{相当額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{調整交付金} \\ \text{見込額} \end{array} + \begin{array}{l} \text{財政安定化} \\ \text{基金拠出金} \\ \text{見込額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{介護給付費} \\ \text{準備基金} \\ \text{取崩額} \end{array} = \text{保険料} \\ \text{収納必要額}$$



③ 保険料基準額の算出

- ・所得段階別被保険者数に、各所得段階の係数を乗じて所得段階別加入割合補正後被保険者数を算出します。
- ・②で求めた保険料収納必要額を、所得段階別加入割合補正後被保険者数で除し、年間の保険料額を算出します。それを12で除し、保険料の基準月額を算出します。

$$\begin{array}{l} \text{保険料} \\ \text{収納必要額} \end{array} \div \left(\begin{array}{l} \text{所得段階別} \\ \text{被保険者数} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{各所得段階の} \\ \text{係数} \end{array} \right) \div 12 \text{（か月）} = \text{保険料基準月額}$$

所得段階別加入割合補正後
被保険者数

(2) 被保険者負担分相当額・保険料収納必要額

「標準給付費」と「地域支援事業費」の合計額の23%が、第1号被保険者負担分相当額となります。これに、調整交付金の見込み、市町村特別給付費等を加え、保険料収納必要額を算出します。

被保険者負担分相当額・保険料収納必要額の見込み

単位：円

	合計	第9期計画期間			令和12 (2030) 年度	令和22 (2040) 年度
		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度		
標準給付費と地域支援事業費の合計	18,039,650,988	5,852,539,788	6,033,537,227	6,153,573,973	6,817,912,014	7,364,783,136
第1号被保険者負担分相当額	4,149,119,727	1,346,084,151	1,387,713,562	1,415,322,014	1,636,298,883	1,914,843,615
調整交付金相当額	886,307,238	287,411,266	296,450,102	302,445,869	335,573,184	362,561,890
調整交付金見込額	528,681,000	149,454,000	181,427,000	197,800,000	218,123,000	139,224,000
調整率		1.000000000	1.000000000	1.000000000	1.000000000	1.000000000
特別調整交付金の交付見込額		0	0	0	0	0
調整交付金見込交付割合		2.60%	3.06%	3.27%	3.25%	1.92%
後期高齢者加入割合補正係数		1.0670	1.0475	1.0389	1.0364	1.0804
後期高齢者加入割合補正係数(要介護等発生率による重み付け)						
後期高齢者加入割合補正係数(1人あたり給付費による重み付け)						
所得段階別加入割合補正係数		1.0351	1.0351	1.0351	1.0351	1.0351
市町村特別給付費等	0	0	0	0	0	0
市町村相互財政安定化事業負担額	0				0	0
市町村相互財政安定化事業交付額	0				0	0
準備基金取崩額	320,000,000				0	0
保険料収納必要額	4,186,745,965				1,753,749,068	2,138,181,505

(3) 所得段階別の保険料率

第9期計画期間における第1号被保険者保険料の所得段階を13段階とし、各段階の保険料基準額に対する割合を次のとおり設定します。

第8期計画期間				第9期計画期間		
所得段階	対象者	基準額に 対する割合		所得段階	対象者	基準額に 対する割合
第1段階	生活保護、市民税非課税で老齢福祉年金受給者、市民税世帯非課税で前年の課税年金収入額＋公的年金等雑所得を控除した後の合計所得金額が80万円以下の方	0.30 (軽減前割合： 0.50)	⇒	第1段階	生活保護、市民税非課税で老齢福祉年金受給者、市民税世帯非課税で前年の課税年金収入額＋公的年金等雑所得を控除した後の合計所得金額が80万円以下の方	0.285 (軽減前割合： 0.455)
第2段階	市民税世帯非課税で前年の課税年金収入額＋公的年金等雑所得を控除した後の合計所得金額が80万円超120万円以下の方	0.50 (軽減前割合： 0.65)	⇒	第2段階	市民税世帯非課税で前年の課税年金収入額＋公的年金等雑所得を控除した後の合計所得金額が80万円超120万円以下の方	0.485 (軽減前割合： 0.685)
第3段階	市民税世帯非課税で第1、第2段階対象者以外の方	0.70 (軽減前割合： 0.75)	⇒	第3段階	市民税世帯非課税で第1、第2段階対象者以外の方	0.685 (軽減前割合： 0.69)
第4段階	市民税本人非課税で前年の課税年金収入額＋公的年金等雑所得を控除した後の合計所得金額が80万円以下の方	0.90	⇒	第4段階	市民税本人非課税で前年の課税年金収入額＋公的年金等雑所得を控除した後の合計所得金額が80万円以下の方	0.90
第5段階	市民税本人非課税で第4段階対象者以外の方	1.00	⇒	第5段階	市民税本人非課税で第4段階対象者以外の方	1.00
第6段階	市民税本人課税で前年の合計所得金額が120万円未満の方	1.20	⇒	第6段階	市民税本人課税で前年の合計所得金額が120万円未満の方	1.20
第7段階	市民税本人課税で前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	1.30	⇒	第7段階	市民税本人課税で前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.30
第8段階	市民税本人課税で前年の合計所得金額が200万円以上400万円未満の方	1.50	⇒	第8段階	市民税本人課税で前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.50
第9段階	市民税本人課税で前年の合計所得金額が400万円以上の方	1.75	⇒	第9段階	市民税本人課税で前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	1.70
				第10段階	市民税本人課税で前年の合計所得金額が420以上520万円未満の方	1.90
				第11段階	市民税本人課税で前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	2.10
				第12段階	市民税本人課税で前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	2.30
				第13段階	市民税本人課税で前年の合計所得金額が720万円以上の方	2.40

※第1～3段階の基準額に対する割合は、公費負担により軽減されます。

(4) 所得段階別の加入割合と被保険者数

第1号被保険者保険料は、保険料基準額に、所得段階別の割合を乗じた額を負担していただくことになります。

本市における所得段階別の加入割合及び被保険者数は次のとおりに見込みました。

所得段階別の状況

単位：人

区 分	合計	第9期計画期間			令和12 (2030) 年度	令和22 (2040) 年度
		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度		
第1号被保険者数	56,814	18,904	18,944	18,966	19,331	20,735
前期 (65～74歳)	23,782	8,196	7,885	7,701	7,788	9,839
後期 (75～84歳)	23,202	7,622	7,772	7,808	7,618	6,356
後期 (85歳～)	9,830	3,086	3,287	3,457	3,925	4,540
所得段階別加入割合						
第1段階	13.3%	13.3%	13.3%	13.3%	13.3%	13.3%
第2段階	7.7%	7.7%	7.7%	7.7%	7.7%	7.7%
第3段階	6.6%	6.6%	6.6%	6.6%	6.6%	6.6%
第4段階	13.9%	13.9%	13.9%	13.9%	13.9%	13.9%
第5段階	16.7%	16.7%	16.7%	16.7%	16.7%	16.7%
第6段階	17.6%	17.6%	17.6%	17.6%	17.6%	17.6%
第7段階	11.9%	11.9%	11.9%	11.9%	11.9%	11.9%
第8段階	6.1%	6.1%	6.1%	6.1%	6.1%	6.1%
第9段階	2.4%	2.4%	2.4%	2.4%	2.2%	2.2%
第10段階	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%
第11段階	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%
第12段階	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%
第13段階	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	1.7%	1.7%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
所得段階別被保険者数						
第1段階	7,579	2,522	2,527	2,530	2,579	2,766
第2段階	4,383	1,458	1,462	1,463	1,491	1,600
第3段階	3,765	1,253	1,255	1,257	1,281	1,374
第4段階	7,876	2,621	2,626	2,629	2,680	2,874
第5段階	9,465	3,148	3,157	3,160	3,221	3,455
第6段階	9,975	3,319	3,326	3,330	3,394	3,640
第7段階	6,734	2,241	2,245	2,248	2,291	2,458
第8段階	3,487	1,160	1,163	1,164	1,186	1,272
第9段階	1,351	450	450	451	424	454
第10段階	712	237	237	238	242	260
第11段階	381	127	127	127	133	143
第12段階	204	68	68	68	77	83
第13段階	902	300	301	301	332	356
合計	56,814	18,904	18,944	18,966	19,331	20,735
所得段階別加入割合 補正後被保険者数	58,640	19,512	19,553	19,576	19,976	21,427

(5) 第1号被保険者保険料基準額（月額）

第9期計画期間における第1号被保険者保険料の基準額（月額）を次のとおり設定します。

第1号被保険者保険料基準額

単位：円

	第9期 (2024～2026)	令和12 (2030) 年度	令和22 (2040) 年度
保険料収納必要額	4,186,745,965	1,753,749,068	2,138,181,505
予定保険料収納率	95.96%	95.96%	95.96%
所得段階別加入割合補正後第1号被保険者数	58,640	19,976	21,427
保険料基準額（月額）	6,200	7,624	8,666
保険料基準額の伸び率（対第8期保険料：6,000円）	3.3%	27.1%	44.4%

準備基金取崩額等の影響額

単位：円

	第9期 (2024～2026)	令和12 (2030) 年度	令和22 (2040) 年度
準備基金取崩額の影響額	474	—	—
準備基金の残高（令和5年度末の見込額）	418,274,838	—	—
準備基金取崩額	320,000,000	—	—
準備基金取崩割合	76.5%	—	—
財政安定化基金拠出金見込み額の影響額	0	—	—
財政安定化基金拠出金見込額	0	—	—
財政安定化基金拠出率	0.0000%	—	—
財政安定化基金償還金の影響額	0	—	—
財政安定化基金償還金	0	—	—



計画の推進

1 計画の円滑な推進に向けて

(1) 庁内及び関係機関等との連携強化

地域包括ケアシステムの深化・推進には、介護や医療だけでなく、保健、福祉等さまざまな関係機関と連携した取組が求められます。また、庁内各課が連携・協働して事業に取り組んでいくことが重要です。

こうした庁内外との連携体制の強化を図るとともに、随時の調整会議などを開催し、各課の情報や意見の交換を図りながら計画を推進していきます。

(2) 情報の共有化及び連携強化

本計画の目標設定や進捗管理、評価等について情報公開し、継続的に市民や関係機関からのニーズを把握するとともに、国・県等の広域的な機関や後期高齢者医療等の他制度関係機関との情報共有及び連携強化を図り、今後の本市の高齢者施策の充実を図っていきます。

(3) 関係者の資質向上

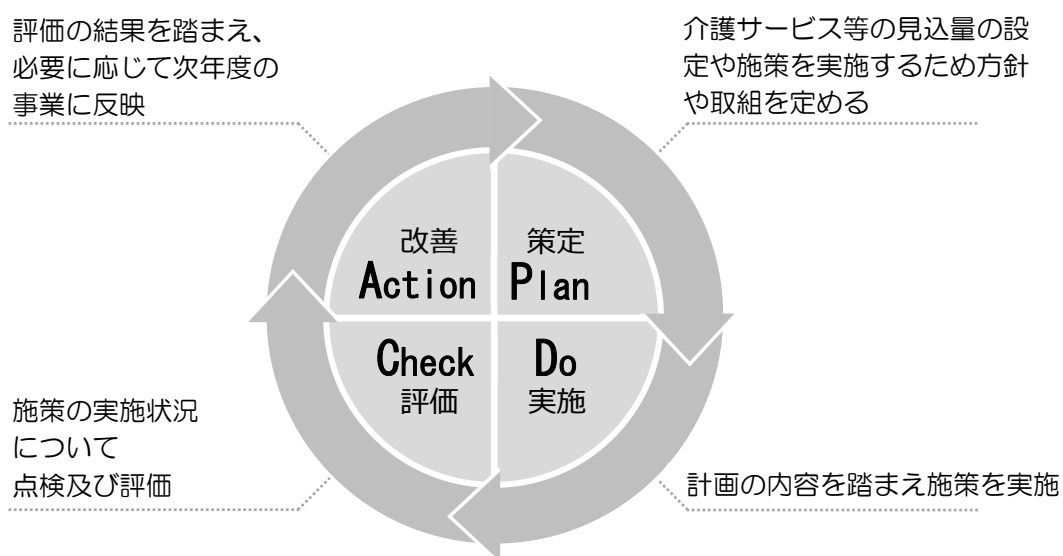
庁内各課担当職員をはじめ、関係団体・機関の専門職、市内のサービス提供者、事業者、地域の民生委員・児童委員など、本計画の推進に関わる人たちの研修への積極的な参加を推進し、福祉施策関係者の資質の向上に努めます。

2 計画の進捗管理

本計画の進捗管理において、PDCAサイクルを活用し、各施設の効果や改善点を明らかにして見直しを検討することで、施策の推進及び充実を図ります。

また、本計画の進捗状況の点検及び評価については、「羽島市高齢者等施策検討委員会」を開催し、検討・審議を行い、それに基づいた改善につなげることで、目標の着実な達成を図ります。

PDCAサイクルのイメージ



3 介護給付の適正化（介護給付適正化計画）

本市では、国の指針に基づき「介護給付適正化計画」を策定しました。この計画に基づき、定期的に進捗状況の把握と評価を行い、介護給付等に要する費用の適正化を図ることにより、持続可能な制度運営に努めます。

（１）要介護・要支援認定の適正化

要介護・要支援認定に係る認定審査会前の各資料における不整合の有無の確認や、更新及び区分変更申請に係る要介護・要支援認定調査を行い、適切かつ公平な要介護認定の確保を図ります。

指標	単位	実績		第9期計画		
		令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
要介護・要支援認定の適正化 ※認定調査状況チェック	%	100	100	100	100	100

（２）ケアプランの点検等

① ケアプランの点検

ケアマネジャーが作成したケアプランの内容を点検し、ケアマネジメントが適切かつ効果的に行われているか評価及びフィードバックを行います。

② 住宅改修の点検、福祉用具購入・貸与調査

必要に応じて住宅改修の事前現地確認や福祉用具購入・貸与者の利用状況を現地確認し、不必要な経費を削減するとともに、専門的な知識を有する人と連携しながら、住宅改修や福祉用具購入・貸与の必要性を専門的な視点から助言してもらいます。

指標	単位	実績		第9期計画		
		令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ケアプランの点検件数	件	26	22	22	22	22
住宅改修等の点検	%	100	100	100	100	100

(3) 縦覧点検・医療情報との突合

介護報酬の支払状況を確認し、提供されたサービスの整合性等を点検します。
また、医療情報と介護情報の給付情報を突合し、医療と介護の重複請求を防止します。

指標	単位	実績		第9期計画		
		令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
縦覧点検・医療情報との突合	%	100	100	100	100	100



資料編

Ⅱ 1 計画の策定経過

令和4年度

日 付	名 称	内 容
令和4年7月14日	令和4年度 第1回羽島市高齢者等 施策検討担当者会議	(1) 第8期高齢者計画の令和3年度事業報告について (2) 第8期高齢者計画の令和4年度事業計画について (3) 羽島市高齢者等実態調査(案)について
令和4年7月26日	令和4年度 第1回羽島市高齢者等 施策検討委員会	(1) 第8期高齢者計画の令和3年度実績報告について (2) 第8期高齢者計画の令和4年度事業計画について (3) 羽島市高齢者等実態調査(案)について
令和4年11月1日	令和4年度 第2回羽島市高齢者等 施策検討担当者会議	(1) 羽島市高齢者等実態調査について (2) 羽島市高齢者等実態調査業務スケジュール表について (3) アンケート調査(案)について
令和4年11月15日	令和4年度 第2回羽島市高齢者等 施策検討委員会	(1) 羽島市高齢者等実態調査について (2) アンケート調査(案)について
令和4年12月1日～ 12月23日	高齢者等実態調査の実施	(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 (2) 在宅介護実態調査 (3) 介護支援専門員実態調査

令和5年度

日 付	名 称	内 容
令和5年7月12日	令和5年度 第1回羽島市高齢者等 施策検討担当者会議	(1) 第8期高齢者計画の令和4年度実績報告について (2) 第8期高齢者計画の令和5年度事業計画について (3) 羽島市高齢者等実態調査の結果について (4) 次期高齢者計画について

日 付	名 称	内 容
令和5年7月25日	令和5年度 第1回羽島市高齢者等 施策検討委員会	(1) 第8期高齢者計画の令和4年度実績報告について (2) 第8期高齢者計画の令和5年度事業計画について (3) 羽島市高齢者等実態調査の結果について (4) 次期高齢者計画について
令和5年11月16日	令和5年度 第2回羽島市高齢者等 施策検討担当者会議	(1) 第9期高齢者計画（案）について
令和5年11月28日	令和5年度 第2回羽島市高齢者等 施策検討委員会	(1) 第9期高齢者計画（案）について (2) 業務スケジュールについて
令和5年12月20日～ 令和6年1月19日	パブリックコメントの 実施	・羽島市高齢者計画（案）について意見 募集
令和6年2月7日	令和5年度 第3回羽島市高齢者等 施策検討担当者会議	(1) 羽島市高齢者計画について ・パブリックコメントの結果について ・羽島市高齢者計画（案）について
令和6年2月20日	令和5年度 第3回羽島市高齢者等 施策検討委員会	(1) 羽島市高齢者計画について ・パブリックコメントの結果について ・羽島市高齢者計画（案）について

2 羽島市高齢者等施策検討委員会委員名簿

令和4年度～令和5年度

(敬省略)

分野	氏名	所属	備考
学識経験者	後 藤 真 澄	中部学院大学名誉教授	
	虫 賀 常 夫	自治委員会理事	
保健医療 関係者	田 中 吉 政	羽島市医師会長	会長
	河 合 悟	羽島歯科医師会長	
	小 川 徹	羽島薬剤師会副会長	令和5年度
	(林 良 三)	(羽島薬剤師会長)	(令和4年度)
	古 澤 幸 江	岐阜県立看護大学准教授	
福祉関係者	浅 井 廣 志	民生委員・児童委員協議会長	副会長
	鈴木 登司雄	羽島市老人クラブ連合会長	
	村上 由紀子	羽島市老人クラブ連合会 副会長兼女性部長	
	杉 田 昌 利	特別養護老人ホーム やすらぎ苑施設長	
	田 中 真	特別養護老人ホーム 寿光苑施設長	
	伊 藤 克 巳	羽島市社会福祉協議会 常務理事兼事務局長	
	平 木 謙 輔	介護老人福祉施設ジョイフル 羽島施設長	
	木 田 宏 之	羽島市居宅介護支援専門員 連絡協議会長	令和5年度
	(鈴木 準子)		(令和4年度)
その他	野々村 千恵子	ボランティアすまいる代表	
	岩 越 紀 明	長谷虎紡績(株)労働組合長	
	林 和 子	公募委員	
	藤木 美保子	公募委員	
	堀 順 子	公募委員	

羽島市高齢者計画
第9期羽島市高齢者福祉計画・介護保険事業計画

発行年月：令和6年3月

発行者：羽島市

編集：健福祉部 高齢福祉課

〒501-6292 岐阜県羽島市竹鼻町 55

TEL 058-392-1111
